

投資等ワーキング・グループ関連

提案事項名	該当頁
1 - 規制改革	1
2 - 管理番号(280615006)の第三種電気主任技術者の取扱電圧上限の引上げについての意見と別提案	1
3 - 宅地建物取引業法における重要事項説明等の業務と専任制度の制度について	2
4 - 貨物自動車運送事業者への規制強化の検討	2
5 - 保険仲立人に係る保証金供託制度の廃止	3
6 - 保険仲立人による保険料の顧客からの受領の解禁	3
7 - 保険仲立人の手数料(報酬)の顧客との合意による決定及び当該手数料(報酬)の顧客からの直接受領の解禁	3
8 - 保険仲立人に係る結約書の作成義務の廃止	4
9 - 学士号保持者に保育士資格を与える	4
10 - 伝統的工芸品の指定における生産規模要件を撤廃すること	4
11 - 中小企業信用保険法第2条第5項第5号の指定業種決定権の一部を地域へ移譲することについて	5
12 - 小・中学校における「交通安全教育」を義務教育カリキュラムに組み込む	5
13 - 四輪車の運転免許取得可能年齢の16歳への引き下げ	5
14 - ドアなし、跨がり式、バーハンドルを持った四輪自動車の衝突安全性基準について	6
15 - 観光・インバウンドの2次交通確保のため、タクシー営業区域の拡大を認めること	6

16 -	第三種旅行業者及び地域限定旅行業者における企画旅行の催行範囲を見直すこと	6
17 -	労働安全衛生法第45条第2項特定自主検査を行う者に実施させなければならない検査期間の改正を提案する。	7
18 -	「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」の施設基準の見直しの件	7
19 -	登録自動車の「封印の表示文字」を全国統一の表記とすべきである。	7
20 -	学校休業日の分散化に係る周知徹底	8
21 -	教員や児童・生徒が一部著作物を複製し作成した教材や作品等を蓄積したサーバ等へ、教員や児童・生徒が自由にアクセスし、活用できる環境の整備	8
22 -	防爆構造電動機の保守に関する規制緩和	9
23 -	非常災害時(地震、台風等)における登記情報提供サービスの常時利用について	10
24 -	データセンター及びサーバー室における地絡遮断装置設置義務の緩和	10
25 -	防災拠点として認定された施設及びヘリポートが設置された施設に対する容積率の緩和	11
26 -	産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例の見直し	11
27 -	産業廃棄物収集運搬業・処分業における、資金運用を目的とした「5%以上の株主」の変更届出の免除	11
28 -	産業廃棄物収集運搬業許可取得に関する審査のさらなる合理化・短縮化について	12
29 -	紙マニフェストの電磁的記録保存の容認	12
30 -	産業廃棄物収集運搬業・処分業における役員変更届出の期限延長	13
31 -	県外産業廃棄物流入規制の見直し	13
32 -	微量PCB汚染絶縁油等の燃焼条件のさらなる引下げ	14

33 -	電子マニフェストにおける運搬・処分報告期間の延長	14
34 -	廃棄物処理の広域認定制度の申請に関する審査体制の見直し	15
35 -	外国人技能実習制度における技能実習生の職種・作業多様化への対応	15
36 -	外国人技能実習制度における同一実習実施機関内における複数勤務事業所の事前登録	15
37 -	外国人技能実習制度における技能実習生受入れ特例人数枠の拡大	16
38 -	外国人技能実習制度(企業単独型)の申請手続きの簡便化	16
39 -	道路使用許可申請の電子化・オンライン化の原則化	17
40 -	不動産オンライン登記申請システムの改善要望	17
41 -	国土交通省「i-Construction」施策推進に向けた電子納品のクラウド化	18
42 -	工事情報共有システムの普及促進	18
43 -	登記情報提供サービスの見直し	19
44 -	揮発油税納税申告および揮発油税特定石油化学製品の移出数量等報告の電子申告化	19
45 -	法定調書に係るデータの提出における選択肢の拡大	20
46 -	行政手続きにおける漢字コードの簡素化による官民統一	20
47 -	飛行禁止エリアにおける小型無人機の排除権限の民間開放	21
48 -	工業専用地域を含んだ人口集中地区における無人航空機の飛行制限の見直し	21
49 -	公共建築物着工前の計画通知に関する審査の民間開放	22
50 -	社会保険労務士業との業際整理	22
51 -	埋蔵文化財包蔵地の本発掘調査に係る費用負担の見直し、現状保存指示後の補償措置の明確化	23

52 - 騒音規制法における国・自治体間の規制調和	23
53 - 空港内における無人航空機の活用の可能化	24
54 - 貨物市場における公平・公正な競争	24
55 - 銀行所有の余剰不動産に係る賃貸業務の緩和	25
56 - 銀行のリース子会社による不動産向けオペレーティングリース業務の解禁	25
57 - 不良債権開示における「リスク管理債権」と「金融再生法開示債権」の一元化	25
58 - 提携教育ローンの割賦販売法の規制対象からの除外	26
59 - 銀行の保険窓販に係る弊害防止措置の撤廃	26
60 - 銀行の生命保険販売に係る構成員契約規制からの除外	26
61 - 外貨預金の「契約締結前交付書面」等の交付に係る例外規定の見直し	27
62 - 下請代金の支払遅延の禁止に対する緩和	27
63 - RFID用構内無線局(免許)の申請緩和に関して	27
64 - RFID用構内無線局の出力制限緩和に関して	28
65 - 農転5条申請時の転用目的の件 市場変化による許可基準の緩和	28
66 - 国土利用計画法による事後届け出制度の緩和	28
67 - 宅建業法50条2項の届出の運用	29
68 - 宅建業法50条2項のインターネット届出	29
69 - 宅建業者登録におけるゴールド免許制定	29
70 - 「制震建築物」を建設しやすくするための法整備	30
71 - 「免震建築物」を建設しやすくするための法整備	30
72 - 増改築時の確認申請の緩和(空き家有効利用の推進など)	30
73 - 建築物構造計算用プログラム認定の運用緩和	31

74 - 「型式適合認定等」の認定取得の簡素化	31
75 - 「1条の3認定」取得の簡素化	31
76 - 四半期決算開示の義務付け廃止もしくは大幅な簡素化	32
77 - 災害発生時、通行規制区域内への侵入許可	32
78 - 改正道路交通法 準中型免許制度の見直し	32
79 - 車両乗入れ幅のエリア格差の是正、緩和	33
80 - 国道切り下げ工事審査基準の緩和	33
81 - 外国人の就労活動の規制緩和	33
82 - 外国人正社員の受入れ促進	34
83 - 外国人就労査証(就労ビザ)の緩和	34
84 - 外国人就労査証(就労ビザ)取得時の規制に関する緩和	34
85 - 廃掃法における産業廃棄物収集運搬業者の特定一般廃棄物収集運搬に関する緩和	35
86 - 環境法令全般における、各定期報告の一元的な申請体制の構築	35
87 - 不動産オンライン登記申請システムの改善	35
88 - 輸出物品販売許可手続きの簡素化・時間短縮	36
89 - 建築基準法における1メガパスカル未満の水素ガス貯蔵量制限の緩和	36
90 - 国立・国定公園における地熱開発規制の緩和	37
91 - 火力発電所をリプレースする場合の環境影響評価手続の合理化(合理化ガイドラインの周知徹底)	37
92 - 火力発電所をリプレースする場合の環境影響評価手続の配慮書手続きの簡素化(配慮書の送付のみによる手続期間短縮)	38

93 -	火力発電所をリプレースする場合の環境影響評価手続の簡素化(意見聴取不要要件の 明確化)	38
94 -	火力発電所をリプレースする場合の環境影響評価手続の合理化(配慮書・方法書の省 略)	39
95 -	省エネ法、温暖化防止条例に基づく届出の一元化に向けた自治体の取り組み状況の公 表	40
96 -	省エネ法、温暖化防止条例に基づく届出の一元化に向けた情報共有制度の整備	40
97 -	省エネ法に基づく中長期計画書作成の効率化	41
98 -	グループ会社単位での省エネ法定期報告の実現	42
99 -	省エネ法 エネルギー原単位改善目標における生産設備負荷率低下への配慮	43
100 -	外気冷房機能を有する空調設備設置部分床面積の容積率特例対象化	43
101 -	CO ₂ の海洋地下への貯留(炭素隔離)が認められるCO ₂ 回収手法の拡大	44
102 -	発電事業登録・特定送配電事業登録における登録プロセスの簡略化・効率化	45
103 -	自己託送における供給力確保要件の見直し	45
104 -	熱・電供給事業に係わる特定供給に関する規制緩和	46
105 -	主任技術者の外部委託承認制度における換算係数緩和	46
106 -	換算係数の区分の見直し(簡易受電設備の換算係数引き下げ)	47
107 -	LNGローリー車への充てん量の上限引上げ	48
108 -	低稼働のボイラーにおける検査証の有効期間延長	49
109 -	市街化調整区域における給油所出店規制の運用改善	49

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
1	28年 8月7日	28年 10月5日	規制改革	車検を新車4年、後は3年に延長して下さい。形骸化した12ヶ月点検は廃止して下さい	個人	国土交通省
2	28年 8月7日	28年 9月5日	管理番号(280615006)の第三種電気主任技術者の取扱電圧上限の引上げについての意見と別提案	<p>管理番号(280615006)の第三種電気主任技術者の取扱電圧上限の引上げについてですが、経済産業省よりの回答で「なお、第3種電気主任技術者免状の交付を受けた後、1万V以上の電気工作物の工事、維持及び運用について5年以上の実務経験を有していれば、第2種電気主任技術者免状の交付を受けることが可能であるため、第3種電気主任技術者の方に現行の当該制度を活用していただくことで、第2種電気主任技術者の免状取得者の選任を容易に行っていただけるようになると思います。」とありますが、これについてあまり現状をご理解なされておられないようですので、この度、意見を申し上げさせていただきます。</p> <p>そもそも、2種電気主任技術者の実務経験を積むため現場(10000V以上)に配属(勤務)出来ること自体があまりない、また運よく勤務できたとしても、その上で5年同じ場所で勤務できることも通常あまりないのです。これでは満足に実務経験を積み、資格をいただくことも出来ません。「容易」ではなく、俄然ハードルは高いかと思えます。</p> <p>以上を踏まえ、下記の通り提案をさせていただきます。下記の内、いずれかをお願いできればと思います。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 6600V以上の高圧現場で実務経験として加味できるものとする。 2. 実務経験年数の短縮 3. 要望する者(三種電気主任者)に対して、講習を受けてもらった上で電圧引き上げを認める。 4. 国策として44000V系を普及させる。(極論ですが、44KV系が広まれば66KVと77KVの需要は減るのではないのでしょうか？33KVから66KVまでの間がなく設備容量の問題でやむ終えず66KVを選択している工場などもあるのではないかと思います) 5. 三種電気主任技術者を一事業所に複数人選任することにより、二種電気主任技術者現場の選任とする。 6. 三種電気主任技術者に対して、定期的な講習を義務付ける。(3.とは違い、定期的な講習を義務づけるもの) <p>以上6点ですが、かなり無理な意見を出させていただきましたが、まだまだ案は出そうであります。現状の2種電気主任技術者を活かす施策をとることは勿論ですが、絶対数が少なく限界があります。</p> <p>絶対数が多い三種電気主任技術者を活かす施策を是非考えたいいただきたく、意見を申し上げます。</p>	個人	経済産業省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
3	28年 8月8日	28年 9月5日	宅地建物取引業法における重要事項説明等の業務と専任制度の制度について	<p>掲題の件について、提案をさせていただきます。</p> <p>宅地建物取引業法(以下、宅建業法)におきましては、宅地建物取引士(以下、取引士)について、重要事項説明などの業務を行わせること、また事業所へ一定数を専任させる義務があります。取引士試験制度については合格率15%と俄然厳しいものとなっており、中小宅建業者としては資格者の確保に常に苦勞しております。以上を踏まえ、下記の通り提案をさせていただきます。</p> <p>前提条件 宅地建物取引に対して専門的な知識ではなく一般知識(一定以上)を得た新資格者(国、都道府県によるものを希望いたします)を作ってください。 仮名として「宅地建物取引士補」、「宅地建物取引者」等。。。 宅建業の一般知識を持ったものとして、実務やモラルを中心とした一般教養試験とし、合格率は現状の取引士試験よりは安易なものとする。 (国による講習取得、学歴取得でも可など。。) 勿論ですが定期的な講習を義務付ける。</p> <p>以上の前提条件を踏まえ、</p> <p>1. 重要事項説明などの業務の緩和について 新資格者複数人による重要事項説明を可能にするなど、また取引士の立会いや指導により法定業務が行えるようにする、取引士による一定の指導により事務業務を行えるようにする。</p> <p>2. 5人に1人の取引士専任義務の緩和について 例えばですが、10名の事業所があった場合、通常の場合ですと取引士2人、無資格者8名となります。これを、取引士1名、他4人が新資格者だった場合、残りの5名は無資格者とすることが出来る(10人に対し取引士1名で可とする)など、一人の取引士で9人まで従業員を確保することが可能となります。 人数の増加により、業務が均一化されますので、その上で取引士には宅建業者のコンプライアンスオフィサーとして宅建事務や従業員の指導監督に専念していただき、宅建業のコンプライアンス意識の向上の要となっていればと思います。</p> <p>以上の2点となりますが、現行の宅建業法では確実に無理ですので法改正を視野にいれて、ぜひとも考慮していただきたいと思っております。</p>	個人	国土交通省
4	28年 8月24日	28年 9月5日	貨物自動車運送事業者への規制強化の検討	<p>貨物自動車運送事業法では、第11条に「運賃及び料金等の掲示」を定めているものの、「一般貸切旅客自動車運送事業」の運賃・料金のような規定がなく、運賃・料金は「荷主との協議」による相対契約になっていると推察される。</p> <p>一方、輸送の安心は「法廷速度の遵守」「過労運転防止」等の観点から、「一般貸切旅客自動車運送事業」、「貨物自動車運送事業」共通の課題であると考えられ、前者に適用されている「運賃・料金の額の範囲」と同様、「貨物自動車運送事業」の「運賃・料金」等にも行政側が一定の規定を設ける必要がある。</p> <p>労働者人口が減少しているなか、従業員規模10～99人の事業所における平均年齢の推移をみると、平成25年には47.4歳と平成16年比4.2歳上がっている(厚生労働省賃金構造基本統計調査)。荷主側の理解や協力が前提となるものの、貨物自動車運送車の労働環境および労働条件の改善等を図ることにより、労働力確保や健全な物流システムの構築に繋がると考える。</p> <p>【具体的な支障事例】 他の業種と比較して低い給与水準、長い拘束時間など、処遇面で劣ることから、若手社員(主として運転手)の確保が困難な状況にある(場合によっては傭車による対応を図っている状態)。</p>	民間企業	国土交通省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
5	28年 8月24日	28年 9月5日	保険仲立人に係る保証金供託制度の廃止	<p>保険仲立人は、内閣総理大臣の登録を受けた後、保証金として2千万円を供託所に供託しなければ、その業務を行ってはならないとされている。更に、最初の事業年度終了後三月を経過した日以後においては、各事業年度開始の日以後三月を経過した日から当該各事業年度終了の日後三月を経過するまでの期間を対象とする保証金の額は、当該保険仲立人が過去三年間に保険契約の媒介において受領した手数料等の合計額(最低二千万円、最高八億円)とされている。(保険業法291条)</p> <p>しかしながら、保険仲立人は、損害保険代理店と異なり、顧客から直接保険料の受領を行わないのであるからこのような保証金供託制度は不要である。また、本保証金供託制度は、保険仲立人事業への新規参入障壁になっていると同時に、事業拡大に伴って他に例を見ない上述のような巨額な割増保証金を積ませるといったことは事業発展の大きな阻害要因となっている。従って、保険仲立人制度の発展を大きく阻害している保証金供託制度は廃止すべきである。これに伴い、保証金供託制度を前提としている保険仲立人賠償責任保険について規定する保険業法292条は削除する。</p> <p>仮に保険仲立人が過誤により顧客に損害を与え、顧客から損害賠償請求を受ける場合は、何らかの専門業者賠償責任保険契約で対応することとする。(保険業法で保険仲立人に対して当該契約の締結を義務付けることを検討すべきである。)金融審議会保険WGの意見中に故意の場合は賠償保険ではカバーされないところがあるが、故意の場合は登録の取り消し・抹消となり業務が不能となり、場合によっては刑事責任も問われることとなるので論外であり、弁護士、公認会計士等が顧客に対して違法行為をする可能性があるからとの前提で保証金を供託させることはないのと同様に本件も取り扱うべきである。</p> <p>(以上)</p>	保険市場研究会	金融庁
6	28年 8月24日	28年 9月5日	保険仲立人による保険料の顧客からの受領の解禁	<p>保険仲立人の顧客からの保険料の受領については、商法544条(当事者のために給付を受ける権限)の但し書により、当事者の別段の意思表示、即ち特約があれば可能となっており、また、保険業法において何ら制限する規定はないが、保険業法施行規則内閣府令227条の3第1項3号により、保険料の收受・返還について保険仲立人はできないことになっている。</p> <p>しかし、保険仲立人が媒介した保険契約について、顧客にとっては当該仲立人を通じて保険料を振り込むのが安心であり、かつ、便宜でもある。従って、保険仲立人と保険会社との個別契約によって合意に達すれば(保険仲立人の意向により選択制とする)、保険仲立人にも保険料の受領権を認めても良いのではないかと、当然のことながら、仲立人が保険料を受領した時点で、他の条件が整っていれば、引受責任は保険会社に移転することになり、顧客に何ら不利な事態が生ずることはない。</p> <p>なお、英国においては、保険仲立人(保険ブローカー)は100%近く保険会社との間で個別取引契約を締結し、これによって仲立人は保険料授受権を有しており、また、保険料を仲立人が受領すれば、その時点から保険引受責任は保険会社が負うことになっている。</p> <p>こうした事例に鑑みると、少なくとも保険会社と仲立人がこのような契約をすることを禁止することは、仲立人の事業の円滑な実施を困難にすると同時に顧客の便宜を損ねている。</p> <p>(以上)</p>	保険市場研究会	金融庁
7	28年 8月24日	28年 9月5日	保険仲立人の手数料(報酬)の顧客との合意による決定及び当該手数料(報酬)の顧客からの直接受領の解禁	<p>仲立人の報酬について定める商法550条2項(仲立人ノ報酬ハ当事者双方平分シテ之ヲ負担ス)は一般的には任意規定と解されており、当事者の合意により排除できる。保険業法には何ら規定はないが、金融庁の保険会社に対する監督指針(V-4-4)によると、保険仲立人は手数料等の全額を保険会社に請求するものとし、顧客に請求してはならないとされている。これによって、仲立人は保険会社との交渉によって手数料を合意し、保険会社から手数料を受領しなければならないのである。</p> <p>しかし、保険仲立人は顧客から委託を受け顧客の保険契約の成立のために業務を遂行しているから、弁護士、公認会計士等と同様に、その手数料(報酬)は当該活動の対価として顧客との交渉によって決定されるべきであり、同時に当該手数料(報酬)は保険契約成立時(具体的には保険料支払い時)に顧客から直接受領すべきである。(例外的に小口定型商品等のように仲立人の手数料が総保険料に含まれている場合は、予め仲立人が受領する手数料の予定額について顧客に開示しておくこととする。)</p> <p>損害保険代理店は、保険会社の代理店であるので、その手数料は保険会社との交渉によって決定され、当該手数料を保険会社から受領するのは当然であるが、性格の異なる保険仲立人を代理店と同様に扱うのは不条理であり、本来保険会社から独立しているはずの保険仲立人があたかも代理店と同様に保険会社の支配下に置かれ、その独立性を困難にしている。</p>	保険市場研究会	金融庁

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
8	28年 8月24日	28年 9月5日	保険仲立人に係る結約書の作成義務の廃止	<p>保険仲立人の業務は、商法の仲立営業の規定が適用されることとされている。従って、保険仲立人にも同法546条(媒介行為成立の場合の書類の作成・交付義務)の適用があり、当事者間で契約の実質的合意があった場合にはそれを証明する書面、即ち、結約書を作成し、契約の向当事者に交付することが義務付けられている。(保険業法298条は商法の適用を前提として結約書の記載事項について定める。)商法546条の趣旨は、契約が仲立営業によって成立した場合に、不動産仲立営業のように履行が直ちに行われない場合が一般的であるので、合意した内容に誤認がないように履行(契約締結)前に仲立行為の内容を記載した書面を作成することとされているものである。</p> <p>しかし、保険仲立人においては、顧客から保険契約締結の意向を受けて(必要な場合は保険会社と交渉をして)、顧客の意向を確かめながら保険契約の内容を確定し、当該保険契約の内容を記載した書面によって直ちに保険契約の申込みが行われ、それを保険会社が承認(形式的には当該申込書に記名押印する)し、顧客が第1回の保険料を払い込んだ段階で、仲立人は当該契約に係る結約書を作成するのであって、これは契約の成立と同時に成るか又はそれ以降となる。保険契約においては、このような契約の成立の過程をみれば何ら顧客の利益を損なうことなく契約の申込み及び成立に至るのであるから、結約書作成の必要はないというべきである。(現に作成されている結約書は当然のことながら契約書と実質的に同一の内容になっており、重複した内容の書類を二重に作成している。しかも、契約成立時以降となっており、何ら意味をなさない。)従って、保険業法において商法546条の適用を排除すべきである。</p> <p>また、今次改正により、顧客の意向の把握に、本結約書を用いることとされたが、上述のように、仲立人は顧客の意向を確認しながら契約の締結に至るのであって、結約書を作成しなくても顧客保護を何ら毀損するところはない。</p> <p>(以上)</p>	保険市場研究会	金融庁
9	28年 8月25日	28年 9月5日	学士号保持者に保育士資格を与える	<p>保育士が足りない現在、学士号保持者は自動的に保育士の資格を与えることによって、ほぼこの問題を解決できると思います。直ちにできない場合、簡易な試験か簡易な講義を経て、与える。</p> <p>#####</p> <p>更に高校教員免許は小、中学校の教員免許を自動的に適用する。同じに中学校教員免許は小学校の教員免許を自動的に適用する。</p>	個人	文部科学省 厚生労働省
10	28年 9月5日	28年 9月21日	伝統的工芸品の指定における生産規模要件を撤廃すること	<p>(支障事例)</p> <p>伝統的工芸品産業支援補助金の対象は、伝統的工芸品産業の振興に関する法律第4条、第7条、第9条、第11条及び第13条に規定する計画を定めたものに対象が限られており、当該計画は、同法第2条に基づく(経済産業大臣の指定を受けた伝統的工芸品について、当該工芸品の製造事業者や、製造事業者を構成員とする事業協同組合等でないと策定することができない)。</p> <p>一方、伝統的工芸品の指定を受けるためには、「一定の地域において少なくない数の者がその製造を行い、又はその製造に従事している」ことが求められている。</p> <p>そのため、小規模の業種が伝統的工芸品産業支援補助金の対象外となっており、真に支援を必要とするところに十分な支援ができていない。</p> <p>(制度改正による効果)</p> <p>真に支援を必要とする小規模の業種を伝統的工芸品産業支援補助金の対象とすることができる。</p> <p>生活様式の変化や海外製品の流入により、需要が激減し、永きにわたって受け継がれてきた匠の技術の継承が危機的な状況にあるなか、本市では、伝統産業の活性化を推進することにより、京都の経済を発展させるとともに、豊かで活気に満ちた地域社会を形成し、ひいては、日本の伝統的な産業に活力を与え、日本の文化を京都から世界へ向けて発信するための取組を進めている。これは地方創生に資するものであり、本提案の実現はその取組の後押しとなる。</p>	京都市	経済産業省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
11	28年 9月8日	28年 9月21日	中小企業信用保険法第2条第5項第5号の指定業種決定権の一部を地域へ移譲することについて	中小企業信用保険法第2条第5項第5号においては、「業況の悪化している業種(全国的)」を四半期ごとに経済産業大臣が更新しています。それはいわゆる「セーフティネット5号の指定業種」といわれるもので、該当する事業者であることが申請により市町村から認定されると、売上高減少で資金繰りに困難を抱えている当該事業者が、別枠で信用保証協会へ保証申込み(最終的には融資)ができるようになるというものです。その指定業種に該当する事業者(特定中小企業者)であるかの認定を市町村で行っているというものです。私ごと、当該認定事務に携わっている制度融資担当の自治体職員としての立場から意見を申し上げます。それは、「業況の悪化している業種(全国的)」という全国统一リストでは、現状と乖離が生じてきているのではないかとことです。特に、今後東京オリンピックを控えてインフラ整備が急ピッチで進む関東圏や地方開催が決定している地域と、そうでない地域とでは「地域間格差」が必ず出てまいります。対策として、都道府県単位でも地方整備局単位でもよろしいですが、国で定めるリストのほかに、数業種上乘せできるようにしたらどうでしょうか?例えば、上乘せできる業種数は国があらかじめ示しておき、その範囲を上限として都道府県?単位で各地域の実情に合った業種を「地域枠指定追加分」として国のリストに合わせて示す、というものです。現在は、全国的にも中小企業者による投資マインドが冷え込んでいるのではないのでしょうか。特にこちらの地元ではかなり深刻度を増してきているように感じています。未来における社会経済の不透明感や後継者問題、求人難など、マイナス金利に代表される金融環境以外の部分が複合的に絡み合っているようにも思います。自然災害も多くなってきた折、地元を知る行政主体が追加業種決定の権限を有し、それを効果的に運用、活用することとなれば、中小企業者も安心して事業活動に取り組むことができますし、投資意欲も上がるのではないかと思います。漠然とした「不透明感」を払拭するには「安心感」が必要なのです。是非とも英断をお願いします。	個人	経済産業省
12	28年 9月12日	28年 10月5日	小・中学校における「交通安全教育」を義務教育カリキュラムに組み込む	道路交通法が改正され14歳以上を対象とする「自転車運転者講習制度」の導入など、低年齢者への交通安全対策の強化が図られている現状を受け、より重篤な結果を招く可能性の高い自動車に対する交通安全教育についてもより早い時期から実施されることが望ましく、児童・生徒を対象とした自動車に関する交通安全意識を高めるための教育を実施すべく、小・中学校における義務教育カリキュラムに交通安全教育を組み込み、交通事故発生件数、死亡件数などの低減につなげて頂きたく、要望する。	(一社)日本自動車販売協会連合会	文部科学省
13	28年 9月12日	28年 9月21日	四輪車の運転免許取得可能年齢の16歳への引き下げ	四輪運転免許証の取得が可能となる年齢を16歳以上に引き下げることを要望する。 四輪運転免許証の取得が可能となる年齢を16歳からとすることにより、特に地方において、公共交通機関の未整備な地域があり、今後、増加してゆくことが十分に見込まれるが、そのような地域において、通勤、通学、要介護者の送迎など、より広範な移動手段の確保のためにも四輪運転免許証取得可能年齢の16歳への引き下げは効果的であると考えます。 また、少子高齢化社会を迎え、労働人口の減少が見込まれるが、若年層の労働市場への参入時における職種の選択肢を増やすこととなり、人手不足や雇用のアンマッチに対応し、社会の活性化を図る。 四輪運転免許証の取得可能年齢の16歳への引き下げにより、交通事故などの増加が懸念されるが、例えば、小・中学校における義務教育カリキュラムに交通安全教育を組み込むなど、教育制度の充実や、先進安全技術を搭載した自動車を活用することなどにより、交通事故の発生を低減することが可能であると考えます。	(一社)日本自動車販売協会連合会	警察庁

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
14	28年 10月2日	28年 10月20日	ドアなし、跨がり式、パーハンドルを持った四輪自動車の衝突安全性基準について	<p>以下の特徴を持った四輪自動車の安全性基準をトライクと同等程度に引き下げよう、ご検討お願いいたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ドア(居室)なし ・跨がり式 ・バイクのようなパーハンドル <p>(例えばATVのような車両が合致しますが、これに限りません) これらの特徴をもった四輪自動車は、軽自動車の登録をすることができず、事実上公道で利用できません。衝突安全性に関わる基準を満たすことが困難なのが主な理由と存じます。他方、現行の法制上ですでに公道で走行できる車両として、ドア(居室)なし、跨がり式、パーハンドルのトライク(三輪自動車)があります。</p> <p>参考 トライクは下記URLの車両を想定しています http://jp.brp.com/spyder/</p> <p>上記三点の特徴を持った車両では、衝突事故時のリスクは三輪・四輪とも同等かと思いますが、トライクは公道で利用できるので、同じ特徴を持った四輪車では利用できないのは不合理に思えます。ご検討の程、宜しくお願い申し上げます。</p>	個人	国土交通省
15	28年 10月7日	28年 10月20日	観光・インバウンドの2次交通確保のため、タクシー営業区域の拡大を認めること	<p>【内容】 観光・インバウンドを推進する上で、2次交通の確保は重要であり、地方において運行本数の少ないバス等公共交通機関の補完を図るためにタクシーを活用する場合は、営業区域の拡大について、柔軟な対応を図ること。</p> <p>【理由】 タクシーの運行は、国が定める営業区域を単位としており、発地又は着地のいずれかが区域内(平成12年の規制緩和で、従来の市町村単位から複数市町村で構成する交通圏に拡大)でなければならない。一方で、インバウンド等着地型観光を展開する場合、空港や駅から観光地まで、また、観光地から観光地への周遊を行うにあたり、2次交通の整備が急務となっており、バス等公共交通機関の利用が限られる地方においては、自家用車有償運送やタクシー等の活用を積極的に検討していく必要がある。ついては、インバウンド・観光の振興に資するため、地域における事業者団体や関係機関の理解が得られる場合はタクシー営業区域外での運送を認めるなど、柔軟な対応が必要となることである。</p>	徳島県規制改革会議	国土交通省
16	28年 10月7日	28年 10月20日	第三種旅行者及び地域限定旅行者における企画旅行の催行範囲を見直すこと	<p>【内容】 観光・インバウンドを推進する上で、観光客に訴求する魅力ある着地型旅行商品を広く提供するため、第三種旅行者及び地域限定旅行者の提供する企画旅行の催行範囲を見直し、隣接市町村より広い範囲での募集型企画旅行の実施が可能となるよう、運用の柔軟化を図ること。</p> <p>【理由】 第三種旅行者や地域限定旅行者などが、地域資源を活用する旅行企画を販売する場合、隣接する市町村までしか販売することができない。観光・インバウンドを推進し、一層の誘客を図るためには、地域ならではの着地型旅行商品を広く提供していくことが求められており、第三種旅行者等の隣接市町村より広い範囲での募集型企画旅行の催行を認めるなど、柔軟な対応が必要となることである。</p>	徳島県規制改革会議	国土交通省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
17	28年 10月11日	28年 10月20日	労働安全衛生法第45条第2項特定自主検査を行う者に実施させなければならない検査期間の改正を提案する。	<p>労働安全衛生法第45条第2項使用機器を特定自主検査を行う者(検査業者)に実施させる頻度を、フォークリフトは月例自主検査のうち年に1度、ロープ式昇降機(エレベーター)は毎月実施することと規定されているが、業種、業態により、機器の稼働頻度に大きな差がある。稼働時間(アワーメーター積算)年間1,000~2,000時間の機器がある一方、100時間前後と稼働の少ない機器がある。</p> <p>故に機器の稼働頻度(アワーメーター積算)500時間程度経過毎に検査業者による特定検査を実施するよう改正すべきである。</p> <p>【具体的な支障事例】 検査業者による特定検査を期間(毎月又は毎年)で実施することと規定すると稼働の非常に少ない機器に対し、無駄な検査と費用を計上することになる。</p> <p>また、稼働頻度の多い機器(アワーメーター積算500時間以上)は特定検査を従来より多く実施することにより、安全の確保が強化されると考える。</p>	民間企業	厚生労働省
18	28年 10月21日	28年 11月7日	「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」の施設基準の見直しの件	<p>風俗営業施設を設置する際には、窓等にカーテンやスクリーンなどを設置することが許可条件として義務付けられているが、景観を営業資源として活用する事業については、営業形態(喫茶・バー・レストラン)及び周辺環境(隣接して建築物がなく外的には影響を与えない)を考慮したときに外的な風紀に影響を及ぼさない場合には、当該施設許可条件の緩和をしていただきたい。</p> <p>【具体的な支障事例】 運営形態が明らかに喫茶・バー・レストランであると共に、隣接建築物なく外的な風紀に影響をおよぼす可能性がゼロであり、景観が営業資本の事業所においては窓面にカーテンやブラインド等の設置は意匠および経済的に負担が大きい。</p>	民間企業	警察庁
19	28年 10月28日	28年 11月7日	登録自動車の「封印の表示文字」を全国統一の表記とすべきである。	<p>登録自動車の「封印の表示文字」を全国統一表記とし、運輸支局毎の管轄制度による弊害をなくし、国民の利便性の向上・負担軽減を推進すべきである。</p> <p>管轄制度によって、運輸支局毎に異なっている自動車の封印の表示文字を、全国統一の表示(例えば、JP、日本国、国交省等)とすれば、自動車ユーザーやその代理人は、近くの運輸支局(検査・登録事務所)において、管轄を気にすることなく封印が可能となり、自動車登録手続における利便性は著しく向上する。更には、従来通り所有権の公証も制度的に担保され、国民にとっても利便性の向上・負担軽減の推進に資することになる。</p>	国民利便・負担軽減推進協議会	国土交通省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
20	28年 11月1日	28年 11月16日	学校休業日の分散化に係る周知徹底	<p>【具体的内容】 都道府県・市区町村の教育委員会に対して、地域ごとの学校休業日の設定を積極的に検討してほしい旨を改めて周知徹底する。</p> <p>【提案理由】 学校教育法施工例第29条のとおり、公立学校の学校休業日は各教育委員会が定めることとされており、それを踏まえて、今年4月25日に文部科学省より各都道府県・指定都市教育委員会に対して、地域における柔軟な学校休業日の設定等の依頼が出されているものの、地域毎に休暇が十分に分散したとまでは言いがたい状況である。</p> <p>学校休業日の柔軟な運用が十分に図られ徹底し、地域ごとに異なる学校休業日を実現し、経済界の有休取得の促進と歩調を合わせられれば、大きな財政出動をすることなく、家族旅行の機会を増加させ、新たな旅行需要を創出するという高い経済効果が期待されるだけで、旅行需要のピークカットにもつながる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	文部科学省
21	28年 11月1日	28年 11月16日	教員や児童・生徒が一部著作物を複製し作成した教材や作品等を蓄積したサーバ等へ、教員や児童・生徒が自由にアクセスし、活用できる環境の整備	<p>【具体的内容】 教育関係者が利活用しやすく、また権利者への適切な対価還元や、教育産業への配慮などのバランスの取れた適切な著作権保護の仕組み構築等を前提として、 (1)教員や児童・生徒が一部著作物を複製し作成した教材や作品等が保存された校内LANサーバや自治体が設置するサーバ等に、教員や児童・生徒が学校からだけでなく家庭からもアクセス可能にするべきである(著作権法第35条1項で認められている「複製」だけでなく、「異時送信」および「共有」も認めるべきである)。 (2)これらの校内サーバ等に蓄積された教材や作品等を、他の教員やクラス等でも使用することを認めるべきである。</p> <p>法改正に伴う運用方法等のガイドライン作成にあたっては、文部科学省指導の下、権利関係者と教育関係者双方の有識者の見解を踏まえることを強く要望する。</p> <p>なお、学校その他の教育機関における著作物の複製に関する著作権法第35条ガイドラインで禁止されている教員や児童・生徒が一部著作物を複製し作成した教材や作品等を校内サーバ等に蓄積することは、校内で使用するデバイスからのアクセス限定であれば、「授業の過程」を広義に解釈すれば、著作権法35条第1項で認められている事項であることを、文部科学省は学校関係者に広く周知すべきである。</p> <p>【提案理由】 教員や児童・生徒が一部著作物を複製し作成した教材や作品等を校内LANサーバや自治体が設置するサーバ等に保存しても、教員や児童・生徒が学校以外の場所からのアクセスが出来ず、また他の教員やクラスで使用するなどの共有が出来ないため、教員によるICT活用に制約が生じている。その結果、教員がICTを活用する意欲が高まらず、教員のICT活用指導力の向上が不十分となり、児童・生徒にとっても、ICTを活用した効果的な学びを実現することができ、児童・生徒の資質・能力の育成に繋がる。インターネットやテクノロジーの進展により、社会が急速に変化する中、教育現場におけるICT化も進展しつつあり、教育現場の利用実態に即したものとなるよう、関係者で改めて検討すべきである。</p> <p>【要望が実現した場合の効果】 校内サーバ等に蓄積された教員や児童・生徒が一部著作物を複製し作成した教材や作品等を休み時間や家庭学習等も含め利用できるようになると、学びたい時に学ぶことができ、児童・生徒の主体的な学びに資することになる。さらには教員はICT活用意欲があがり、そのスキル向上を通じて、ICTを活用した効果的な学びを実現することができ、児童・生徒の資質・能力の育成に繋がる。また、校内サーバ等に蓄積された教員や児童・生徒が一部著作物を複製し作成した教材や作品等を他の教員やクラス等でも使用できるようになれば、良質な教材や作品等の共有が進み、授業改善が促され、児童・生徒の資質・能力の向上、児童・生徒同士による学び合いにより学びの質の向上に繋がる。さらに利活用が進み各種履歴が蓄積されていけば、データとして分析もでき、さらなる好循環を生むことも期待される。</p>	(一社)日本経済団体連合会	文部科学省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
22	28年 11月1日	28年 11月16日	防爆構造電動機の保守に関する規制緩和	<p>【具体的内容】 防爆構造電動機の巻き線の巻き替えは、『改造』ではなく『修理』とすること。 防爆構造電動機の部品交換については、『出荷時と同一のものと交換』でなく、構造が異なっても、防爆検定品に組み込まれている部品を用いる場合に限り『改造』ではなく『修理』とし、部品交換可能とすること。</p> <p>【提案理由】 (a) 規制の現状 防爆構造電動機の保守に関しては、工場電気設備防爆指針や産業安全技術協会の見解等を根拠に実施しており、工場電気設備防爆指針の2006年版改訂により『防爆性能を保持している部品類の交換は改造とされ製造者に委ねなければならない』と明記された。 また、防爆構造電動機の巻き線の巻き替えに関しては、産業安全技術協会の見解により現状認められていない。 防爆構造電動機の部品の交換に関しても、同上の見解により、『出荷時と同一のものと交換』でなければ認められず、『性能が同等であっても構造が異なるものには交換できない』となっている。</p> <p>(b) 要望理由 改造の場合、新たに防爆検定が必要となることは理解するが、防爆検定の合格証の有効期限3年を超えた後に改造を行う場合には、旧品の改造に伴う再受験は製造者であっても認められていないため、電動機一式更新をせざるを得ない。 巻き線の巻き替えは、各メンテナンス会社で多数の実績がある保守方法であり、巻き替えにより防爆性能が落ちることは通常考えられず、防爆構造電動機の巻き替えによる保守を認めるべき。 部品の交換に関しては、技術の進歩が日進月歩の時代に『出荷時と同一のものと交換』でなければ認めないという見解では、技術の発展を阻害する要因になりかねない。 電動機を新作する場合、新しい別の部品で防爆検定を受けており、安全性も問題ないことから、性能が同等であれば構造が異なっても部品交換を認めるべき。 また、保守部品供給期間を過ぎた場合、出荷時と同一部品の再製作は可能ではあるものの、メーカーが製造を中止してからでは、再製作の時間・コストが膨大になる。</p> <p>(c) 要望が実現した場合の効果 例えば巻き線の巻き替えであれば数百万円で済むところ、電動機一式更新となれば数千万円規模の投資が必要となる電動機もある。 部品の交換についても、部品1個の交換(部品単価数十万円)が出来ずに、電動機一式更新せざるを得ないといった負担を回避できる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	厚生労働省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
23	28年 11月1日	28年 11月16日	非常災害時(地震、台風等)における登記情報提供サービスの常時利用について	<p>【具体的内容】 非常災害時における電力等のインフラ復旧工事に際しては、迅速な対応が求められる。工事の実施には、工事に必要となる土地の所有者から事前了解の取付が必要であり、土地所有者の調査は登記情報提供サービスの利用が主な手段となる。 上記サービスの利用期間は、一般財団法人民事法務協会の登記情報提供契約約款第8条に「平日は午前8時30分から午後9時まで、土曜日・日曜日・国民の祝日及び休日・年末年始(12月29日から1月3日まで)は休止」と定められており、この期間内は土地所有者調査が困難となり、迅速な復旧対応への支障となっている。 非常災害時のインフラ復旧の円滑化に資するよう、国主導の見直しにより、少なくとも災害地域において常時利用が可能となるよう対策を講じるべきである。</p> <p>【提案理由】 (a)規制の現状 登記情報提供サービスの利用については、一般財団法人民事法務協会の登記情報提供契約約款第8条に平日は午前8時30分から午後9時まで、土曜日・日曜日・国民の祝日及び休日・年末年始(12月29日から1月3日まで)は休止と定められており、サービス休止期間中は土地所有者の特定が必要であっても調査が実質的に困難となっている。</p> <p>(b)要望理由 先般の熊本地震による電力仮復旧に向けた用地交渉を実施する際、上記時間帯に登記情報提供サービスを利用できず、土地所有者の特定に時間を要し、迅速な復旧工実施の支障となるケースがあり、現状の改善が必要と考える。</p> <p>(c)要望が実現した場合の効果 土地所有者調査に必要な登記情報提供サービスの提供時間が見直されることにより、土地所有者の早期特定が可能となり、迅速な復旧対応に寄与する効果が期待できる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	法務省
24	28年 11月1日	28年 11月16日	データセンター及びサーバー室における地絡遮断装置設置義務の緩和	<p>【具体的内容】 電気設備技術基準では300V以上の配線を電気室以外の区画(室)へ送り出す際に、送り出し側の遮断器に漏電検知し電路を遮断する設備を設置しなければならない。しかし、データセンターなどでICT機器に電源を供給する重要設備(24時間365日電源を落とすことの出来ない)の電路が遮断された場合には、ICT機器が使用不可能となる。重要設備に供給する電源設備については、地絡を検知し電路を遮断する装置の設置に代えて、地絡を検知し警報発報する装置の義務付けとすべきである。</p> <p>【提案理由】 (a)規制の現状 「電気設備の技術基準の解釈第36条第3項」において「高圧又は特別高圧の電路と変圧器によって結合される、使用電圧が300Vを超える低圧の電路には、電路に地絡を生じたときに自動的に電路を遮断する装置を施設すること」とされており、データセンターでICT機器に電源を供給する重要設備についても地絡遮断装置が必要とされる。</p> <p>(b)要望理由 データセンターでICT機器に電源を供給する重要設備に地絡検知し、電路を遮断する装置を設置した場合、地絡を検知した後、瞬時に電路が遮断され、ICT機器の使用が不可となる。地絡を検知し、警報を発報する装置を設置することにより、瞬時に遮断されるのではなく、手動で他の対応策が取ることが可能となるため。</p> <p>(c)要望が実現した場合の効果 社会におけるICT利用が高まる中で、企業によるデータセンターの利用が益々増えており、データセンターの運用が停止した場合の社会的影響は大きい。運用停止を避けるための代替手段を確保することにより継続的な運用が可能となる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	経済産業省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
25	28年 11月1日	28年 11月16日	防災拠点として認定された施設及びヘリポートが設置された施設に対する容積率の緩和	<p>【具体的内容】 災害時の防災拠点として認定された施設及び緊急時の着陸が可能なヘリポートが設置されている施設に対して、容積率を緩和すべきである。</p> <p>【提案理由】 (a)規制の現状 建築基準法施行令において、備蓄倉庫、蓄電池、自家発電設備、貯水槽の容積対象の延べ面積に不算入とされているが、緊急時にヘリポートが設置された施設及び災害時の防災拠点となった施設は対象とされていない。</p> <p>(b)要望理由 さらなる防災への備えが求められる中、民間の自主的な防災・減災対策の強化を促進するため。</p> <p>(c)要望が実現した場合の効果 民間施設における緊急時のヘリポートの設置や災害時の防災拠点が増えることにより、全体での防災力の強化が進むと同時に、行政側の防災対策コストの削減につながる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	国土交通省
26	28年 11月1日	28年 11月16日	産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例の見直し	<p>【具体的内容】 産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例に、がれき類の焼却・焼成処理(セメント原料化)施設を、追加いただきたい。</p> <p>【提案理由】 災害廃棄物は、市町村が処理責任を負う一般廃棄物であり、その処理は一般廃棄物処理施設で行わなければならない。2003年に、産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例(廃棄物処理法15条の2の5、施行規則第12条の7の16)が導入され、一部の品目の処理を行う一部の産業廃棄物処理施設に限り、届出により、当該産業廃棄物処理施設が、許可手続なしに一般廃棄物処理施設として認められることとなった。しかしながら、がれき類については、施行規則において破碎施設での処理しか認められていないため、原料として焼却・焼成処理を行っているセメント工場は特例が適用されず、別途一般廃棄物処理施設の許可を取得しない限り、処理できない。また、一般廃棄物処理施設の許可取得には長期間を要する。がれき類の焼却・焼成処理を、施行規則に追加することで、セメント工場での処理が可能となり、今後、国内において巨大災害が発生し、自治体の処理施設のみでは処理しきれない事態が発生した際、自治体の処理要請に対応できる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	環境省
27	28年 11月1日	28年 11月16日	産業廃棄物収集運搬業・処分業における、資金運用を目的とした「5%以上の株主」の変更届出の免除	<p>【具体的内容】 産業廃棄物収集運搬業・処分業について、「発行済株式総数の5%以上の株式を有する株主または出資の額の5%以上の額に相当する出資をしている者の変更」があった場合、10日以内に届出なければならないとされているが、資金運用を目的とした信託口、投資口株主の持分異動については、届出の対象外としていただきたい。</p> <p>【提案理由】 上場企業の場合、企業年金資金等の運用・管理を目的とした信託銀行(信託口、投資口等)等の法人株主が存在する。これらの株主の持分比率は、株価に連動して変動するため、変更日から都度10日以内に届出することは、実務上困難である。また、これらの株主は、資金の運用管理を目的としており、廃棄物の収集運搬業および処分業に支配力を及ぼすことはない。法の主旨に照らし、これらの株主の持分異動については、届出の対象外としていただきたい。</p>	(一社)日本経済団体連合会	環境省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
28	28年 11月1日	28年 11月16日	産業廃棄物収集運搬業許可取得に関する審査のさらなる合理化・短縮化について	<p>【具体的内容】 廃棄物処理法第14条においては、産業廃棄物の収集運搬を業として行う場合、積み込み場所と積卸し場所をそれぞれ管轄する都道府県の許可が必要であり、関係都道府県ごとに同法施行規則第9条の2に基づく申請が必要となる。積み込み場所の都道府県の許可を持つ収集運搬業者が、積卸し場所の都道府県の許可を申請する場合、同様の審査が行われるにも関わらず、時間を要しており、事業活動に支障が生じている。 先般の政府回答において、同法施行規則第9条の2第6項の規定により、申請・取得した内容は都道府県間で共有・活用され、既に合理化・短縮化が行われているとされたが、審査のさらなる合理化・短縮化を図られたい。 また、さらなる審査の短縮化が困難な場合はその理由をご教示いただきたい。</p> <p>【提案理由】 廃棄物処理法第14条においては、産業廃棄物の収集運搬を業として行う場合、積み込み場所と積卸し場所をそれぞれ管轄している都道府県の許可が必要となっており、関係都道府県それぞれに対し、同法施行規則第9条の2に基づく同様の申請を行うことが求められている。 産業廃棄物の処分先を追加する場合、現契約先の収集運搬業者が処分先の都道府県の許可を取得していないことが多い。収集運搬業者が産業廃棄物収集運搬業許可を取得する場合、同法施行規則第9条の2第6項の規定にも関わらず、審査に1ヵ月以上かかる。事前協議期間を含めると計2ヶ月以上、県外産業廃棄物搬入届出を必要とする場合は計3ヶ月以上かかることになり、処分を進めようとしても速やかに対処できない(新規収集運搬業者と契約するにしても時間を要する)。 新たな都道府県で業許可取得を行う場合において、既に取得した許可情報を活用し、さらなる審査の合理化・短縮化を行うことについては、法の趣旨である適正処理を阻害するものではない(第4条における都道府県の産業廃棄物に関する状況把握・適正処理への措置の努力義務を阻害するものではない)。 業許可取得に関する審査のさらなる合理化・短縮化により、速やかに産業廃棄物を処分することができ、円滑な廃棄物処理の実施、資源有効利用の範囲・用途の拡大に寄与する。</p>	(一社)日本経済団体連合会	環境省
29	28年 11月1日	28年 11月16日	紙manifestoの電磁的記録保存の容認	<p>【具体的内容】 産業廃棄物処理委託契約書および産業廃棄物管理票(マニフェスト)は、廃棄物処理法により5年間の保存義務がある。紙マニフェストについて、産業廃棄物処理委託契約書と同様に、電磁的記録(電子データ)による保存を認めていただきたい。</p> <p>【提案理由】 産業廃棄物処理委託契約書は、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(e文書法)により、電磁的記録にして5年間保存することが認められている。しかし、紙マニフェストについては、本法律及び廃棄物処理法により、電子データでの保存が認められておらず、5年間にわたり紙ベースで保存しなければならない。紙マニフェストの多くは、カーボン紙による複写式であるため、薄い紙質で破損しやすいうえ、事業者としては倉庫等の保管場所の確保が必要であり、大きな負担となっている。 電子マニフェストの普及が求められるが、電子マニフェストは、排出事業者・収集運搬業者・処分業者の3者が利用することで初めて機能するシステムであり、すべての手続きが電子マニフェストに移行するには、一定の期間を要する。したがって、紙マニフェストについて、破損・紛失のリスク軽減、保管場所や保管業務の負担軽減の観点から、電子データで保存できることとすべきである。</p>	(一社)日本経済団体連合会	環境省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
30	28年 11月1日	28年 11月16日	産業廃棄物収集運搬業・処分業における役員変更届出の期限延長	<p>【具体的内容】 産業廃棄物収集運搬業および産業廃棄物処分業における役員変更時の届出について、届出期限を10日から30日に延長していただきたい。</p> <p>【提案理由】 廃棄物処理法により、産業廃棄物収集運搬業および産業廃棄物処分業において、役員を変更した際には、変更の日から10日以内に、その旨を届出なければならない。届出の際は、住民票の写し、成年被後見人および被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書の添付が必要とされている。また、役員を変更したことの証明として、履歴事項全部証明書の添付を併せて求められることが多い。履歴事項全部証明書の発行の前提となる「役員変更登記」については、会社法上、変更が生じた日から2週間以内に変更の登記をすれば足りるとされているにもかかわらず、廃棄物処理法の変更届出が10日以内というのは短い。</p> <p>本要望については、すでに2015年度規制改革要望の政府回答において、「総務省により実施された平成25年11月1日付「申請手続に係る国民負担の軽減等に関する実態調査結果に基づく勧告（一般手続関連）（平成25年度行政評価・監視結果）」において、登記事項証明書を添付書類とする変更届について、変更登記の期限（2週間）を考慮した提出期限とするよう検討することの勧告がなされました。環境省としては、変更届の提出期限を「10日以内」としている理由を欠格要件に該当する者を確実に排除するためと考えていますが、申請者の負担軽減を図る観点から、今後、変更届に登記事項証明書の添付を求める場合、変更登記の期限（2週間以内）を考慮した提出期限とすることを検討予定でございます。」との回答をいただいているが、未だ改善がみられない。また、検討に際しては、2週間では短いため、30日以上期間を設定いただきたい。</p>	(一社)日本経済団体連合会	環境省
31	28年 11月1日	28年 11月16日	県外産業廃棄物流入規制の見直し	<p>【具体的内容】 都道府県等の条例・指導要綱に基づく事前協議制の撤廃を含め、速やかに都道府県等による県外産業廃棄物の流入規制を見直すべきである。</p> <p>【提案理由】 廃棄物処理法の規定にはないが、産業廃棄物を県外に搬出する場合、搬入先の都道府県等の多くにおいて条例・指導要綱に基づく事前協議が必要とされており、その申請、許認可の取得に多くの時間、労力を費やされている。また、事前協議の内容（対象産業廃棄物、提出書類等）が都道府県等ごとに異なっているため、同一の処理を行うにもかかわらず、都道府県等によって判断が異なる場合があり、事業者による広域的かつ効率的な廃棄物処理、リサイクルの阻害要因となっている。</p> <p>このため、昨年度見直しを要望したところ、環境省から、「『都道府県市外産業廃棄物流入抑制策の扱いについて』の実態調査を行っている。本実態調査を踏まえて、廃棄物処理法の趣旨・目的を超えて定められた運用について、必要な見直しを行い適切に対応するよう、都道府県等に対して、通知や各種会議等を通じて周知徹底する予定。」との回答を得た。しかし、現時点で改善は見られず、速やかに、事前協議制の撤廃を含め、都道府県等による県外産業廃棄物の流入規制を見直すべきである。</p>	(一社)日本経済団体連合会	環境省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
32	28年 11月1日	28年 11月16日	微量PCB汚染絶縁油等の燃焼条件のさらなる引下げ	<p>【具体的内容】 燃焼温度800 以上、ガス滞留時間2秒以上というダイオキシン類対策の条件を満たしている産業廃棄物焼却施設において、微量PCB汚染絶縁油等の焼却無害化処理(自家処理を含む)を簡易な手続きで実施できるようにしていただきたい。</p> <p>【提案理由】 PCB廃棄物無害化処理認定施設の許可要件である燃焼条件は、燃焼温度850 以上・ガス滞留時間2秒以上となっている。しかし、国や地方自治体は、一時的にでも燃焼温度の下限値を下回ってはならないとしているため、実際は900 程度で処理されている。 PCBは「単独でも800 以上でほぼ完全に熱分解すること、絶縁油や有機性廃棄物等の可燃物が共存するとさらに低い600～700 でもほぼ完全に分解できる」ことが報告されている 1。 横浜国立大学浦野名誉教授らは、ダイオキシン類対策の条件を満たす産業廃棄物焼却施設において、820～850 で微量PCB汚染絶縁油の焼却処理実証試験を行った結果、無害化処理認定施設と同様に排ガス中のPCB濃度が十分に低い(十分に処理ができている)結果を得た 2。 PCB廃棄物適正処理推進に関する検討委員会が取りまとめた報告書では「その他のPCB廃棄物を含め今後の実証実験の結果、安全かつ確実に処理できることを確認できた範囲で、許可要件の変更を検討することが適当」 3、「低濃度PCB廃棄物の処理体制の充実・多様化を進める」及び「安全性の確保を前提とした上で、無害化処理事業者の増加に向けた取組を引き続き進める」 4とされている。 無害化処理認定業者数は年々増加しているものの、未だ処理施設数は限られておりPCB廃棄物処理が遅延している要因となっている。ダイオキシン類対策の条件を満たす産業廃棄物焼却施設での焼却無害化処理が実現すれば、PCB廃棄物の期限内処理に向けて大きく前進し、PCB廃棄物の長期保管に伴う漏洩、紛失、不適正処理等のリスクも低減する。 1:日本エネルギー学会誌,第73巻,第3号,1994年及び廃棄物学会誌,第19巻,第6号,2008年 2:「環境技術学会」会誌,2016年8月号 3:今後のPCB廃棄物の適正処理推進について,2012年8月 4:PCB廃棄物の期限内処理の早期達成に向けた追加的方策について,2016年2月</p>	(一社)日本経済団体連合会	環境省
33	28年 11月1日	28年 11月16日	電子マニフェストにおける運搬・処分報告期間の延長	<p>【具体的内容】 電子マニフェストを利用する場合における産業廃棄物の運搬終了報告、処分終了報告の登録を行うまでの期間を、運搬又は処分を終了した日から「3日」から、「3営業日以内」あるいは「土日祝日を除き3日以内」など実際の運用において対応できるように延長すべきである。</p> <p>【提案理由】 産業廃棄物の収集運搬業者および処分業者は、電子マニフェストを利用する場合、産業廃棄物の運搬また処分を行った後、3日以内に電子マニフェストの登録を行うことが義務付けられているが、休日直前に運搬または処分する場合に、3日以内に登録できない事例がある。 このため、2014年度に見直しを要望したところ、「登録期限をさらに延長することは困難だが、現場にて引渡しを完了した場合に迅速にシステム上で登録作業ができるよう、スマートフォンやタブレット端末等を使用して現場から報告できるシステムへの改良を行うこととしており、実際の運用面に対応できるよう配慮する。」との回答を得た。しかし、現場の担当にスマートフォン等を付与できる事業者ばかりではなく、事務手続上、入力担当者が本社でまとめて情報を入力する場合もあるため、改めて要望する。むやみに期間延長を求めるものではなく、「3営業日以内」あるいは「土日祝日を除き3日以内」など実際の運用において対応できるように延長いただきたい。</p>	(一社)日本経済団体連合会	環境省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
34	28年 11月1日	28年 11月16日	廃棄物処理の広域認定制度の申請に関する審査体制の見直し	<p>【具体的内容】 「広域認定制度申請の手引き」における「第2章 新規認定の申請手続 2.1申請の流れ」について、「相談」「事前確認」を一体化するなど、相談・事前確認における確認項目の重複を省き、申請手続を効率化すべきである。</p> <p>【提案理由】 「広域認定制度申請の手引き 第2章新規認定の申請手続 2.1申請の流れ」によると、申請希望者は、環境省地方環境事務所における「相談」、環境省産業廃棄物課における「事前確認」を受けた後に審査申請ができることになっている。手引きによると、「相談」は申請者の構想の本制度への適合性を確認すること、「事前確認」は申請書類の作成方法等を確認することが目的とされるが、相談、事前確認、本審査の確認項目が重複することが多い(相談の時点で申請書類の内容も細かく確認されている)。実際の本審査期間は、標準期間である3ヶ月程度であるものの、相談から審査完了までの期間を合わせると平均1年から1.5年程度を要している。これらの二重チェックは手続きに時間を要するだけでなく、手続きを煩雑にしている。 本要望については、すでに、2014年度規制改革要望の政府回答において、「申請手続きの「相談」は、事業者の距離的な負担を軽減するという観点から、申請者に近い地方環境事務所に窓口を設けています。また、広域認定を取得した事業場への認定後の立入を地方環境事務所が実施することが効率的であるため、地方環境事務所において申請内容の把握に努めているところです。広域認定のスキームでは、製造メーカーの所在地、回収拠点、処分場所が全国各地に展開されていることが多いため、この「事前確認」「審査」については、書類内容の総括的な確認を行うことができる本省において統一に実施しています。御指摘の本省と地方環境事務所の審査の重複をなくすためにも、これらの役割分担を明確にし、事業者の負担を軽減してまいります。」との回答をいただいているが、2014年度規制改革要望の提出時の平均審査期間(8か月～12か月)と比べてもさらに長期化しており、改善が見られない。</p>	(一社)日本経済団体連合会	環境省
35	28年 11月1日	28年 11月16日	外国人技能実習制度における技能実習生の職種・作業多様化への対応	<p>【具体的内容】 製造業の生産現場において多能工化が進んでいる現状が反映され、「技能実習制度推進事業等運営基本方針(厚生労働大臣公示)」では、「関連する技能等」の取得を技能実習計画に含むことが認められるようになったが、必須作業は一職種一作業に限定されている。必須作業について二職種二作業(例:金属プレス作業と射出成型作業等)まで、実習範囲に関する制約を緩和すべきである。</p> <p>【提案理由】 「運営基本方針」では「関連する技能等」を取得することを技能実習計画に含むことが認められるようになったが、必須作業が一職種一作業に限定されており、製造現場で必要とされる本来的な多能工の育成が出来ない。 必須作業について二職種二作業まで実習範囲を拡大することでより生産現場のニーズに即応した多能工技能の取得が可能となる。また、技能実習生が帰国した後も技能実習で修得した幅広い技能スキルを活かしてより広範な就業機会を享受する可能性が高まると期待し得る。</p>	(一社)日本経済団体連合会	法務省 厚生労働省
36	28年 11月1日	28年 11月16日	外国人技能実習制度における同一実習実施機関内における複数勤務事業所の事前登録	<p>【具体的内容】 現在、実習実施機関は技能実習1号申請時に実習生受入事業所を1か所特定し登録しているが、申請時に実習生受入事業所を予め複数事業所登録しておけば、いずれの勤務事業所での技能実習が可能であるように制度の運用を変えるべきである。勤務事業所の変更登録は可能であると理解はしているが、事前に複数勤務事業所を登録することによって技能実習計画が途切れることなく履行することが可能となる。</p> <p>【提案理由】 実習対象事業は顧客からの受注変更が激しい。当該事業者では複数の事業所を保有しており、顧客からの受注変更によっては、各々の事業所間での稼働負荷状況が大きく変動し跛行状態となる。この結果、実習生受入勤務事業所の稼働率が急激に低下することによって、技能実習計画の履行が途絶する場合は頻発している。 事前に複数勤務事業所を登録することができれば、実習生受入勤務事業所の稼働率が低下した場合でも、技能実習生を稼働が維持されている他の事業所に迅速に再配置し技能実習計画履行の途絶を防ぐことを期待し得る。</p>	(一社)日本経済団体連合会	法務省 厚生労働省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
37	28年 11月1日	28年 11月16日	外国人技能実習制度における技能実習生受入れ特例人数枠の拡大	<p>【具体的内容】 技能実習実施機関の常勤職員数の5%、並びに常勤職員数50人以下の場合は3人/年となっている現在の技能実習生受入人数枠の上限を、きめ細かに拡大すべきである。特に常勤職員50人以下の場合は、例えば常勤職員が5人の場合でも、50人の場合でも受入人数枠は同じ3人/年となっている。</p> <p>【提案理由】 現在の技能実習生受入人数枠の上限では、小規模常勤職員数の実習実施機関において融通性に欠ける為。たとえば常勤職員31-40人の場合には4人、同41-50人の場合には5人などというように、受入人数枠上限が拡大されれば、常勤職員人数が少ない小規模技能実習受入機関でも受入人数を柔軟に設定できる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	法務省 厚生労働省
38	28年 11月1日	28年 11月16日	外国人技能実習制度(企業単独型)の申請手続きの簡便化	<p>【具体的内容】 「技能実習1号イ」(企業単独型)の在留資格認定証明書交付申請に必要な提出書類について、受入企業の規模や技能実習生受入の実績に応じて、書類の削減・簡略化をするべきである。 例えば、「技能実習1号イ」(企業単独型)は、在留資格「企業内転勤」の申請で、本邦受入企業等を4つのカテゴリーに区分し異なる取り扱いを行っている例も踏まえ、特に上場企業等が技能実習生を受け入れる場合には、提出書類の削減・簡略化をするべきである。 具体的には、下記の書類について、提出不要とする取り扱いをお願いしたい。 ・ 招聘理由書 ・ 技能実習生派遣状 ・ 送出し機関と技能実習生との間で締結された契約書の写し(出向命令書) ・ 技能実習指導員履歴書</p> <p>また、入国管理局への技能実習の在留資格認定証明書の申請から発給まで1ヶ月程度の期間を要しているが、受入企業の規模や受入実績による審査の簡略化等によって、2週間程度に短縮をお願いしたい。</p> <p>【提案理由】 外国人技能実習制度(企業単独型)の在留資格認定証明書申請においては、受け入れの都度、講習計画等の22種類の資料を作成し、提出している。多数の海外事業所から、所在地の異なる国内工場に、毎年複数回の技能実習生受け入れを行う企業では、1枚1枚の書類作成の時間はそれほど長くなくとも、必要な書類数が多いため、書類準備に多くの時間を費やしている。 在留資格認定証明書申請時の提出書類が削減・簡略化されることで、受入企業の事務コストが削減され、技能実習制度の利用が拡大し、海外人材の育成を通じた国際貢献が促進されることが期待される。</p> <p>加えて、在留資格認定証明書申請から発給に至るまでの期間が長く、約1ヶ月の期間を要するため、タイムリーな受け入れが困難となっている。例えば、現状では、やむを得ず受入時期を延期する場合、再申請を行うと発給までに約1ヶ月かかるため、1ヶ月以上先にしか受入時期を延期できない。発給までの期間が2週間に早まれば、延期先の選択肢が広がり、受入機会を拡大できる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	法務省 厚生労働省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
39	28年11月1日	28年11月16日	道路使用許可申請の電子化・オンライン化の原則化	<p>【具体的内容】 道路使用許可の手続きについて、電子申請の原則化ならびに一層の徹底をすべきである。特に、道路に変化を生じさせない使用の申請については、電子申請を積極的に検討すべきである。</p> <p>【提案理由】 現在、道路使用許可の申請を行う場合、当該道路を管轄する警察署長の許可を受けなければならない。現状、申請の電子化が進んでいるものの、電子申請が可能でない警察署が存在するため、そのような場合は各警察署の窓口に出向き、申請書類の提出をするほか、数日後に再度訪問して許可証を受け取る必要が生じ、申請者にとって大きな負担となっている。 書類提出の際、窓口では記載事項の抜け・漏れをチェックする程度であり、電子申請とした場合でも、必須項目の未記載チェックや記載例の明記により従来同様の運用が可能であると考えられる。 昨年度も同様の要望を提出し、警察庁からは「道路使用許可の電子申請についても、各都道府県警察がその実情に応じて導入の可否を個別に判断している」とした上で、「都道府県警察に対しては、行政手続等をオンライン化するに当たっては、対象手続の性質や利用件数、オンライン化の容易さ等を勘案して、申請者等及び都道府県警察の負担軽減に資するという観点から、対象手続を選定することが望ましい旨周知している」とされ、「現行制度下で対応可能」との回答を得た。引き続き、道路使用許可の電子申請の推進に向けて取り組むとともに、例えば路上で資料を配布する等、道路に変化を生じさせない使用の申請については、使用期間も短く、書類も少ないと考えられるため、電子申請を積極的に検討すべきである。また需要の多い東京都だけでも最初に優先して電子申請を導入していただきたい。 要望の実現により、道路許可申請時における手続きの迅速化や、申請の管理、ワンストップ化ならびに適正化の一助となる等、国民・行政の双方にとって大きなメリットが得られる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	警察庁
40	28年11月1日	28年11月16日	不動産オンライン登記申請システムの改善要望	<p>【具体的内容】 不動産オンライン登記申請システムに関して、共同申請の当事者の一方が代理人として申請可能なことを周知徹底すべきである。</p> <p>【提案理由】 現在、不動産登記変更(不動産の所有者が行う所有権表題・保存登記、賃貸人および賃借人が共同で行う賃借権・抵当権設定登記等)に関する登記申請について、「登記・供託オンライン申請システム」を利用することで可能となっている。しかしながら、抵当権設定登記の共同申請において、登記権利者が登記義務者の委任状をもって「登記権利者兼登記義務者代理人」として申請を行うことについて、一部の法務局の担当者から司法書士法に抵触すると指摘され受理されないケースが存在する。 共同申請の当事者の一方が相手方から委任を受け、代理行為を無報酬で行う行為は、登記申請を業として行っているわけではなく、司法書士法に抵触するものではない。大半の法務局からは同様の指摘は受けていないため、国として、各地の法務局に対して周知徹底すべきである。 要望の実現により、不動産登記変更内容が登記簿に迅速に正確に反映可能となるとともに、申請者の負担軽減につながる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	法務省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
41	28年 11月1日	28年 11月16日	国土交通省「i-Consutrition」施策推進に向けた電子納品のクラウド化	<p>【具体的内容】 国土交通省が規定する電子納品ガイドラインを改訂し、電子納品をクラウド上で可能とすべきである。</p> <p>【提案理由】 国土交通省では、1996年度から「CALS/EC」の取り組みを開始しており、組織間、事業段階間（調査、測量、設計、工事）で公共工事に関する情報の交換、共有、連携を図り、コスト縮減、品質確保、事業執行の効率化を目指している。以降、キーワードは、「情報化施工」「CIM」「i-Construction」と変遷しているが、IT技術を活用して、社会インフラ情報を統合管理すること、事業の効率化・高度化を目的とする点は変わらないと考える。 これらの流れのなかで、各業務成果の電子納品が2001年度より段階的に始まっている。しかしながら、IT技術が日進月歩で進歩する一方、電子納品ガイドラインは、電子媒体（CD-R、DVD-R、BD-R）での納品が規定されており、クラウド上でのデータ交換が一般的な手段となっている昨今の手法には馴染まないと考えられる。 また、今後、ドローン、MMS等による調査・計測が盛んになることで、3D点群、3Dモデル、動画像等の大容量データを電子媒体に格納することが困難になると予想される。 そこで、IT技術の本質的な活用や新技術の普及を見据え、電子納品のクラウド化を可能とすべきである。 電子納品のクラウド化は、社会インフラ情報のオープンデータ化とも直結しており、その実現により各分野の先端企業を社会インフラの分野に呼び込む効果がある。 社会インフラ産業の活発化が促されることで、品質向上やコスト縮減が得られれば、国民の社会インフラ施策への理解向上や信頼醸成にも寄与する。</p>	(一社)日本経済団体連合会	国土交通省
42	28年 11月1日	28年 11月16日	工事情報共有システムの普及促進	<p>【具体的内容】 公共工事全般において、工事情報共有システムの利用を義務化し、システムの普及範囲を広げてはどうかと提案する。</p> <p>【提案理由】 国土交通省地方整備局においては、受発注者間のコミュニケーションの円滑化を図るため、実施する全ての工事を対象に「工事情報共有システム」を利用することが原則義務化されている。他方、公共工事全般においては活用が進んでいるとは言い難い。 工事情報共有システムの利用により、大量の情報を取り扱う工事の業務プロセスにおいて、文書管理の効率化、正確な最新情報の共有による施工品質の向上、移動時間の短縮、電子納品の効率化、業務制度向上・迅速化等につながる。加えて、工事検査時においては、日常的に蓄積された工事関係書類や資料（図面、写真等）を、書類検査用資料として作成していることから、これらの書類を情報共有サーバ等で日常的に管理することで書類の削減も図れると考えられる。 そこで、公共工事全般に対し、工事情報共有システムの利用を義務化するよう要望する。 要望の実現により、受発注者間の事務負担軽減につながる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	国土交通省

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
43	28年 11月1日	28年 11月16日	登記情報提供サービスの見直し	<p>【具体的内容】 登記情報提供サービスについて、申請者が土地所有者等を特定する情報(土地地番、所有者氏名・住所等)を電子データ等で一括申請し、土地所有者等に変更があった場合にのみ該当地番の異動情報を提供する仕組みを可能とするなど、サービス提供内容や方法を見直すべきである。具体的には、情報提供側におけるマッチングサービスの実現、一括申請の上限廃止および加工が可能となる形式でのデータ提供を要望する。</p> <p>【提案理由】 登記情報は、「電気通信回線による登記情報の提供に関する法律(第5条第2項)」に基づき、指定法人である一般財団法人民事法務協会が登記情報提供業務に関する規程(登記情報提供の実施方法等)を定め、法務大臣の認可を得て提供している。 電力供給に不可欠な配電柱等の支持物を維持・管理するためには、当該設備が設置されている土地での権利関係を適切に保全していく必要がある。このため、事業者は設備が存在する土地の所有者を登記情報提供サービスで調査し、自らが保有する土地所有者データと照合することで、土地所有者の異動状況を確認している。しかしながら、登記情報提供サービスへの一括申請の上限が10件であることに加え、データ加工の困難なPDFファイルでの提供であるため、膨大な数の支持物に係る土地所有者の異動状況を確認するために多大な時間や労力等を要している。 そこで、登記情報提供業務に関する規程を変更し、以下を可能とすべきである。 事業者が保有する土地所有者データを一括で情報提供側に申請 申請された情報を情報提供側が登記情報提供サービスのデータと電子的に照合 照合結果(事業者側のデータの正誤)について事業者へ通知 なお、上記要望の実現が困難な場合は、1回の申請件数の上限撤廃および加工が可能となる形式でのデータ提供を要望する。 要望の実現により、申請者が土地所有者の異動状況を適切かつ円滑に把握できるようになり、取得した権利の適切な管理が可能となる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	法務省
44	28年 11月1日	28年 11月16日	揮発油税納税申告および揮発油税特定石油化学製品の移出数量等報告の電子申告化	<p>【具体的内容】 類似記載内容が多く、移出者、移入者間で郵送でのやり取りが発生し、マイナンバーを記入等の後、税務署へ持参し申請している「揮発油税及び地方揮発油税納税申告書」「揮発油税及び地方揮発油税課税標準数量及び税額計算書」および「揮発油税特定石油化学製品の移出数量等報告書」に加えて、これらの書類に添付する 移出通知書(控)、移出通知書、移入届出書、移入証明書を電子化することにより、揮発油税納税申告および揮発油税特定石油化学製品の移出数量等報告の電子申告を可能とすべきである。</p> <p>【提案理由】 毎月の揮発油税納税申告および揮発油税特定石油化学製品の移出数量等報告(以下揮発油税納税申告等、と呼ぶ)を行うためには、移出通知書(控)、移出通知書、移入届出書、移入証明書の4枚つづりの添付書類が必要である。 これらの書類作成手続き、書類の流れは下記(1)～(6)の通りである。 (1) 移出量を記載した上記 ~ の4枚つづりの書類を移出者が発行する。 (2) は移出者が保存し、~ の書類を移入者に郵送する。 (3) は移入者が移入量等を記載し、移入者が保存する。 (4) は移入者が移入量、マイナンバー等を記入・押印後、税務署長に提出する。 (5) は移入者が移入量等を記入・押印後、移出者に郵送にて返却する。 (6) は移出者が揮発油税納税申告書および揮発油税特定石油化学製品の移出数量等報告書の添付書類としている。 揮発油税納税申告等のためには、移出者が上記 ~ の書類に記載した数字を揮発油税納税申請書類等に転記し、マイナンバーを記入・押印等で書類作成後、の書類と共に税務署へ持参する必要がある(同時に申告書の控えも受け取っている)。このため、移出者が同じ数字を複数の書類に記載(転記)する必要があるほか、移出者と移入者の間で郵送で書類のやり取りが必要となる。加えて、税務署に提出するため、移出者は類似内容の書類を整えるとともに、書類を郵送する必要がある。以上の通り、手続きが煩雑なため、準備、確認、郵送作業等により事業者の大きな負担となっている。 そこで、揮発油税納税申告および揮発油税特定石油化学製品の移出数量等報告の電子申告を可能とすべきである。 要望の実現により、揮発油の移出入および特定石油化学製品移出入に關係する多数の企業での、これら書類への同じ数字の転記やそれに伴う確認作業が不要となり、大幅な事務作業負担軽減となる。また、行政においても確認作業が大幅に減少するため、マイナンバー制度の導入も併せて、徴税漏れ防止や、行政コストの削減等、メリットが大きいと考えられる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	財務省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
45	28年 11月1日	28年 11月16日	法定調書に係るデータの提出における選択肢の拡大	<p>【具体的内容】 法定調書に係るデータの所轄税務署への提出方法の選択肢を拡大すべきである。</p> <p>【提案理由】 生命保険関係の支払調書を税務署に提出する場合、現在は書面や光ディスク(CD・DVDなど)の持込・郵送等に対応する必要が生じ、データ提出に係る効率性が損なわれている。 そこで、現在の持込や郵送の方法に加えて、事業者が法定調書に係るデータの送受信を直接かつ効率的に行う方法について検討すべきである。 要望の実現により、法定調書に係る安全かつ効率的なデータ提出が可能となる。また、『日本再興戦略2016』にて、GDP600兆円の実現に向けて取り組むべき課題のひとつとして掲げられている「生産性革命」にも通ずるものとする。</p>	(一社)日本経済団体連合会	財務省
46	28年 11月1日	28年 11月16日	行政手続きにおける漢字コードの簡素化による官民統一	<p>【具体的内容】 漢字を電子的に扱う場合、民間企業はJIS第1水準と第2水準(JISX0208)の範囲で扱うことが多い一方、行政機関は住基統一コードや戸籍統一文字など数万字の漢字をコード化して使っている。電子的な行政手続きにおいて、民間企業に負担にならない範囲の漢字となるよう検討すべきである。</p> <p>【提案理由】 現在、行政は住基ネット統一文字や戸籍統一文字等、数万字の漢字をコード化して扱っている。一方、民間企業は従業員の氏名をJIS第1水準と第2水準の中に当てはめて管理することが多く、その文字数は6,000字程度である。 税関係事務(年末調整等)や雇用・健康保険関係事務等で民間が行政に資料等を提出する際には住民基本台帳の漢字を使う必要があり、行政との電子的なデータ交換を行うために、民間企業は従業員の氏名等の外字管理を行っており、中には数十億円のコストがかかる等、大きな負担となるケースも存在している。行政機関においては「文字情報基盤(IPAフォント)」の採用に向けた検討が進められているが、民間と行政の情報連携に際して、過度の負担にならない範囲の漢字となるよう検討すべきである。 昨年度も同様の要望を提出しており、法務省から「対応不可」との回答を得た。1994年の戸籍法改正時の審議過程においてコンピュータ化に伴い本人の意思と関わりなく表記を改めるのは問題があるとの指摘があったことは承知するが、現在、インターネットが十分に普及し、電子情報がネットワークを通じて広範囲にやり取りされる中では、再度、その認識を問い直す必要があると考える。また、公的個人認証ではJIS第1水準、JIS第2水準、補助漢字のみが扱えることとなっているが、電子行政の要となる公的個人認証の普及に向けて、漢字コードの統一化は必須であると考えられる。 要望の実現により、従業員等の氏名等の電子的な交換がスムーズになり、民間企業におけるコストを削減できる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	総務省 法務省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
47	28年 11月1日	28年 11月16日	飛行禁止エリアにおける小型無人機の排除権限の民間開放	<p>【具体的内容】 飛行禁止エリアを飛行する小型無人機を排除する権限について、当該施設の警備に従事する民間事業者(自前で警備に従事する施設管理者や施設管理者の付託を受けた警備事業者を想定)に対しても付与すべきである。</p> <p>【提案理由】 現在、小型無人機等飛行禁止法(国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律)第9条に基づき、飛行禁止エリアを飛行する小型無人機等を排除する権限は、警察官、皇宮護衛官、海上保安官などの官憲にのみ認められている。 飛行が禁止される対象施設の多くは警察官等の官憲が常駐し警備にあっているが、広大な敷地を有する原子力事業所や、国際会議等で一時的に指定された対象施設の警備には一部民間警備会社が活用されている。 小型無人機等により想定されるリスクの性質上、即応性が重要であるため、官憲のみに付与されている小型無人機等の排除権限について、対象施設の警備に従事する民間事業者まで拡大すべきである。 要望の実現により、飛行禁止エリアを飛行する小型無人機の迅速な排除が可能になるとともに、今後対象施設が増加した場合にも適切に対応できると考えられる。 また、小型無人機の悪用を抑止することで、健全な利活用の促進にもつながる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	警察庁
48	28年 11月1日	28年 11月16日	工業専用地域を含んだ人口集中地区における無人航空機の飛行制限の見直し	<p>【具体的内容】 航空法第132条第2号で規定されている、無人航空機の飛行禁止エリアである「人又は家屋の密集している地域」から、工業専用地域を除外すべきである。</p> <p>【提案理由】 航空法第132条第2号により、「人又は家屋の密集している地域」においては、この地域の上空における無人航空機の飛行を原則禁止し、飛行にあたり国土交通大臣の許可を必要としている。航空法施行規則では、この地域を国勢調査の結果による人口集中地区としている。 人口集中地区は定義上、都市的傾向の強い基本単位区として人口密度が低い工業地帯も含むよう算出している。その結果、人口密度の低い地域であっても大規模なプラント工場が存在するような工業専用地域の多くが人口集中地区に指定されており、小型無人機の飛行にあたり国交相の許可が必須となる。その場合、作業者ごとに国土交通省航空局担当窓口による個別の精査と調整をした上で、飛行開始予定日の少なくとも10日前(土日・祝日等を除く。)までに、申請書を国土交通本省あてに不備等がない状態で提出することが必要となる。加えて、許可等を得た場合には航空局ホームページで内容を公表する運用を行っている。 無人航空機の利活用にあたり、特に広大かつ多様な設備をもつプラントでは、様々な操縦者に多様な用途での飛行を行う需要があるのに対して、現行の規制ではその都度個別精査・調整を国交省の窓口と進める必要があり、関係者の膨大な労力が発生している。 工業専用地域に存在する工場等は、人員の立入ならびに施設物件の管理がなされており、その中に不特定の又は家屋が密集していることは考えにくい。さらには、人家の密集地域から離れている、もしくは緩衝地帯が設けられているため、工業専用地域は航空法の主旨とする地表の第三者の安全が担保されている地域である。 そこで、無人航空機の飛行禁止エリアである「人又は家屋の密集している地域」から、工業専用地域を除外すべきである。加えて、許可内容の航空局ホームページでの掲載については、掲載内容の粒度や公表時期も含め、事業者の企業秘密の保持の観点にも配慮した適切な運用を求める。 要望の実現により、無人航空機が本来備えている機動的な運用能力を発揮可能となり、情報化施工による工事の迅速化と品質向上、鉱石原料の現物管理による帯船料削減と物流効率化、建屋や高所設備の点検、港湾設備の保守の高度化を図ることができ、国内製造業の体質強靱化や技術先進性の確保にもつながると考えられる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	国土交通省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
49	28年 11月1日	28年 11月16日	公共建築物着工前の計画通知に関する審査の民間開放	<p>【具体的内容】 公共建築物着工前の計画通知に関する審査を民間に開放すべきである。</p> <p>【提案理由】 民間建築物の着工前に行われる建築確認が1999年に民間開放された。現在、16年余りが経過し、その間、審査手法や審査期間など試行錯誤を繰り返し、審査機関の数や審査員の質が充実し、質的にも所要時間的にも適切な審査が行われている。その一方で、公共建築物の着工前の計画通知の審査は従来通り特定行政庁の建築指導課のみ可能となっている。建設技術が日進月歩で進歩するなか、建築確認の民間開放の結果、特定行政庁の建築確認の審査機会（特に非木造建築物に係る審査機会）が激減したため、適切な審査ができなくなっている。具体的には、特定行政庁が告示で規定される新しい技術を審査できないため、当該部分を民間の指定性能評価機関が審査して評定書を発行している場合がある。特定行政庁の審査は評定書発行後に開始され、さらに評定書内容も審査の対象とするため、全体として長期間の審査となり、結果的に着工時期を大幅に遅らざるを得ない事象が発生している。進歩する技術に対応するためには、審査者の能力・知識の向上が不可欠であるが、審査機会の少ない特定行政庁では困難である。そこで、計画通知の審査を民間に開放することを要望する。要望の実現により、公共建築物の着工前審査が適切かつ迅速に実施され、スムーズな着工と竣工、そして運営開始が行われ、経済活動に支障が生じないと考えられる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	国土交通省
50	28年 11月1日	28年 11月16日	社会保険労務士業との業際整理	<p>【具体的内容】 社会保険労務士あるいは社会保険労務士法人でない者でも、同一資本の企業グループ内に限り、他人の求めに応じて第2条に掲げる事務を業として行えるよう規制を緩和すべきである。</p> <p>【提案理由】 昨今のビジネスアウトソーシングあるいはシェアードサービス化の潮流の中で、ある企業の給与計算業務を別の企業が実施するケースが増えている。しかしながら、社会保険関連業務に関しては社会保険労務士法の規制により、社会保険労務士あるいは社会保険労務士法人でない者は受託できない。そのため、給与計算処理と社会保険業務の両方を同一のアウトソースベンダーに委託しようとする場合、当該ベンダーが給与計算処理業務しか受託できず、給与計算処理と一体不可分である社会保険業務を別の社会保険労務士・社会保険労務士法人に再委託せざるを得ない状況が存在し、企業にとって非効率な状況となっている。そこで、同一資本の企業グループ内に限り、社会保険労務士あるいは社会保険労務士法人でない者でも、他人の求めに応じて第2条に掲げる事務を業として行えるよう例外的に規制を緩和すべきである。昨年度も同様の要望を提出し、厚生労働省から「対応不可」との回答を得た。資本関係のない企業間での業務委託については、業として有償サービスを提供することに他ならず、「複雑・多岐にわたる労働社会保険関連法令に基づく事務を業として適正に遂行する」専門家を然るべき形で確保するという目的意識からもこの法令要件が必要であると理解しているが、同一企業グループ内でシェアードサービス会社を設ける場合については、完全な他人ではなく、企業内活動という性質を強く帯びているため、当該企業グループ内に限った社会保険業務はその特定企業で担えるようにすべきである。具体的には、親会社のA社に在籍している社会保険担当者は、自社であるA社の社員に関する社会保険業務が無資格で可能であるが、この親会社の資本で専門子会社であるB社が設立され、この同一人物がB社に配置換えされた場合、当該担当者は別法人であるA社の社会保険業務を継続できなくなる。仮に継続するためには、社会保険労務士試験に合格したうえで、開業社労士登録あるいは社労士法人登録をすることが必要となる。逆に言えば、現行法制下においては、単一企業内で無資格の人事・総務の担当者が可能な業務が、同一資本であっても別法人となった瞬間に不可能になるため、企業の利便性は大幅に削がれている。要望の実現により、グループ企業内での資産・人材の有効活用が図れるのみならず、専門部署の組織化による知識の集約、それに伴う更に高いサービスの提供等が可能となる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	厚生労働省

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
51	28年 11月1日	28年 11月16日	埋蔵文化財包蔵地の 本発掘調査に係る費用 負担の見直し、現状保 存指示後の補償措置 の明確化	<p>【具体的内容】 埋蔵文化財包蔵地内における「本発掘調査」の費用を事業者が全額負担する運用を見直すとともに、当該調査後に現状保存を命じられた場合の事業者に対する補償を明確化すべきである。 例えば、事業者が負担すべき本発掘調査の費用に上限を設け、上限額を超える費用について国庫負担とする、現状保存を命じられた場合の補償(買取り等)を事前に明確にすることが考えられる。</p> <p>【提案理由】 土木工事等を計画する地域が埋蔵文化財包蔵地内であった場合、まず、現況調査(試掘確認調査)を実施し、その結果に応じて本発掘調査が必要な場合がある。本発掘調査の費用負担について文化財保護法に明確な規定が存在しないにも関わらず、文化財保護法第4条第1項(一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない)を根拠に、「原因者負担が原則」として、事業者が全額を負担する運用がなされており、事業者の負担が大きい。 また、本発掘調査の結果によっては、現状保存を命じられ、已むを得ず事業計画を縮小・断念することがあるが、その場合の補償についての明確な規定が存在しないため、事業の予見可能性が不透明な状況となっている。 このため、事業者は投資額の把握や費用面でのリスク評価という面が不明瞭なまま事業計画を進めざるを得ないほか、事業実現の可否(=土地を自由に使えるのか)すらも本発掘工事の完了まで把握できず、埋蔵文化財包蔵地の活用躊躇せざるを得ない。 そこで、本発掘調査において事業者が費用を全額負担する運用を見直すとともに、現状保存が必要となった場合の事業者への補償(行政による土地買取等)を明確化するなど、事業者に対する負担軽減を要望する。 要望の実現により、埋蔵文化財包蔵地の活用・流通が活性化し、結果として調査契機が増え、文化財保護法の目的のひとつである文化財の検出契機増加にもつながることが期待できる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	文部科学省
52	28年 11月1日	28年 11月16日	騒音規制法における 国・自治体間の規制調 和	<p>【具体的内容】 騒音規制法において、非常用発電機が特定設備の対象外である一方、富山県は条例に基づき特定施設の対象としている。地方自治体が上乗せ規制を設ける場合であっても、経済合理性の観点から、事業者負担の適正化を図るべきであり、国は指針等を出すなど、自治体に対して是正を働きかけるべきである。</p> <p>【提案理由】 データセンターに必要な不可欠な非常用発電機はディーゼルエンジンを採用している。 国の法令である騒音規制法施行令では、「著しい騒音を発生する施設」として規制対象となる「特定施設」にディーゼルエンジンは含まれていない。他方、富山県では、「富山県公害防止条例施行細則」の別表1「4 騒音に係る特定施設」の中に「14 ディゼルエンジン及びガソリンエンジン(移動式のもの及び出力が7.5キロワット未満のものを除く。)」とあるため、結果的に非常用発電機が規制対象となっている。 非常用発電機はあくまで「非常用」であり、常時騒音を発生するものではなく、仮に騒音があっても時間的に限定されるため、騒音規制法の趣旨である「相当範囲にわたる騒音について必要な規制を行う」には該当しないと考えられる。しかしながら、富山県では条例に基づく規制により、騒音対策を施した非常用発電機を別途設置する必要が生じ、とりわけ広域でビジネスを行う事業者にとって大きなコストアップ要因となっている。 地域の実情に応じた規制の必要性は理解するところであるが、他の自治体においても特定施設の対象外となっているものについて、富山県が条例で規制対象に含める行為は不適切である。 このように、地方自治体が上乗せ規制を設ける場合であっても、経済合理性の観点から、事業者負担の適正化を図るべきであり、国は指針等を出すなど、自治体に対して是正を働きかけるべきである。本要望では、騒音規制法の特定施設について規制調和をすることを要望する。 社会におけるICT利用が高まる中で、データセンター市場は成長産業である。要望の実現により、事業者が自治体ごとの規制に個別に対応するコストが最小化されるとともに、データセンターのより迅速な構築が可能となり、企業による積極的なクラウド活用等を通じたデータセンターの需要が一層高まることが期待できる。結果として、企業の経営強化につながる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	環境省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
53	28年 11月1日	28年 11月16日	空港内における無人航空機の活用の可能化	<p>【具体的内容】 航空機等の安全性が確保された場合において、空港内における無人航空機の活用を認めるべきである。</p> <p>【提案理由】 航空法第132条に基づき、空港等で無人航空機を飛行させる場合には国土交通大臣の許可を受ける必要がある。しかしながら、同法第132条の2第3項に基づく規定により、空港内で飛行させる場合は第三者の物から30メートル以上離れて行わなければならない。しかしながら、空港内の駐機スポットや整備スポットは周りにボーディングブリッジや航空機、各種車両が配置されているため、それらから30メートル以上離して飛行させることは困難であり、実質空港内では無人航空機の飛行は不可能となっている。航空機の整備に必要な航空機部品は、特定の部品庫に保管されており、発着整備等の際に必要なに応じて搬送する。しかしながら、空港の敷地が広大であることから搬送に時間を要し、定時性を守れないことがある。また、航空機は非常に大型であり、その上部を点検するには高所作業車を使用する必要が生じるため、仮に航空機が被雷した場合には検査に時間が掛かり、定時性に影響を及ぼす。そこで、航空機等の安全性が確保された場合には、空港内で無人航空機の活用を認めるべきである。要望の実現により、航空機部品の輸送や航空機の点検作業が容易になり、定時性の向上による利用者の利便性向上やと空港内車両の削減による事業者のコスト削減につながる。また、一大物流拠点である空港において無人航空機が活用されることで、将来的な一般物流の実現に向けた技術発展にも寄与すると考えられる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	国土交通省
54	28年 11月1日	28年 11月16日	貨物市場における公平・公正な競争	<p>【具体的内容】 信書の定義を見直した上で、郵便物の運送と貨物の運送の明確な分離を行い、国民の不便と危険を解消するとともに、貨物市場におけるイコールフットINGを確保すべきである。</p> <p>【提案理由】 郵便法上、信書の送達には日本郵便しか担うことができないため、一般信書便事業は、事実上日本郵便の独占事業となっている。また信書の概念は、同法の定義に基づき総務省が解釈指針を定めているが、その定義があいまいな内容基準(文書の文面)であることから、信書か非信書かは不明確であり、国民は気付かぬうちに郵便法違反の罰則を受ける危険にさらされている。そのため利用者は送付物が信書か否か迷うと、その都度総務省に確認しなければならない。これは総務省の解釈次第で国民が利用できる輸送手段がさらに限定される危険性ははらんでいるばかりか、利用者が罰則を受ける危険のない日本郵便のサービスの利用を促す結果を招いている。さらに、日本郵便は、2016年10月から個人向けに発売するゆうパケットについて、郵便差出箱(郵便ポスト)での荷受けも可能にするを発表した。ゆうパケットは郵便ではなく、日本郵便の提供する貨物運送サービスであるが、本来、郵便ポストは郵便物を投函する差出箱として一般的に認識されているにもかかわらず、このように貨物についても郵便ポストで荷受けできるようにすることは、日本郵便の提供する貨物運送サービスで信書が送達できると誤認されかねない上に、それを防止する術もなく、国民の意図せぬ郵便法違反を今以上に助長することが懸念される。さらにこれは、ユニバーサルサービスたる郵便事業を維持するための資産である郵便ポストを、日本郵便における郵便物以外の貨物運送サービスの拡販に利用するものであって、信書の送達や郵便ポストの使用の独占という郵便事業への優遇を、事実上、日本郵便が行っている貨物運送事業にも拡大するものである。このような貨物市場への侵食は、貨物市場におけるイコールフットINGを阻害し民間の経営努力を妨げるものであり、その結果、既存サービスの向上や新規サービスの開発の促進がなされなくなるなど、長期的には国民の利便性を損なうものである。したがって、国民の不便と危険を解消すべく、信書の定義を内容基準から国民の誰もが容易に判断できる外形基準に改めるとともに、信書送達に関する罰則規定は信書を送達した貨物事業者に限定することが極めて重要であるが、少なくとも、国民が郵便法違反の罰則を受ける可能性のある現状では、国民の意図せぬ郵便法違反を助長することが懸念される郵便ポストの貨物運送サービスへの利用については、これを速やかに中止するなど、郵便物の運送と貨物の運送を明確に分離すべきである。このような郵便物の運送と貨物の運送の明確な分離は、郵便事業への優遇が、事実上、日本郵便が行っている貨物運送事業にも拡大していることによるイコールフットINGの阻害という問題を解決し、貨物市場における公平公正な競争条件を確保、促進することで、国民の利便性向上にもつながるものである。</p>	(一社)日本経済団体連合会	総務省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
55	28年 11月1日	28年 11月16日	銀行所有の余剰不動産に係る賃貸業務の緩和	<p>(提案の具体的内容) 空き家対策や中心街の空洞化対策等の地方創生を促進するため、銀行所有の余剰不動産に係る賃貸業務について、固有業務との親近性等の要件を柔軟化し、現行より幅広く認めて頂きたい。</p> <p>(提案理由) 銀行が所有する余剰不動産の賃貸については、その他付随業務として、銀行業務との機能的な親近性等の要件の下、実質一時的な賃貸でなければ認められていない。 例えば、比較的好立地にある銀行店舗や社宅等の統廃合や建替等により生じた余剰不動産について、地公体や地元の民間事業者等からは、賃貸により地域に合った有効活用を望む声があるが、現状では柔軟な賃貸業務が行えないため、売却以外の選択肢はほぼなく、また地方ではその資産を購入し事業化できるような事業者等も少ないことから、売却できずに空き家・更地として放置されてしまうなど、中心街の空洞化問題を惹起することもある。 本件については、地域活性化や地方創生を促進する観点から、銀行業務との親近性等の要件を柔軟化頂き、従前より幅広く賃貸業務を認めて頂きたい。</p>	(一社)第二 地方銀行 協会	金融庁
56	28年 11月1日	28年 11月16日	銀行のリース子会社による不動産向けオペレーティングリース業務の解禁	<p>(提案の具体的内容) 銀行のワンストップサービスを活用し、地方創生の更なる促進に寄与するため、公共施設の整備・運営等、PFIに代わる安価で簡便かつ柔軟な事業手法となりうる不動産向けオペレーティングリースについて、銀行のリース子会社においても、その取扱いを認めて頂きたい。</p> <p>(提案理由) 地方創生、地域活性化の進捗に伴い、公共施設整備・運営においてPFI方式の導入が期待されている一方、地方では小規模な事業も多く、SPC設立等のコストや手続きの煩雑さから馴染みにくいケースも多い。 PFI方式のメリットを享受しつつ、その煩雑さやコストアップ要因を排除した簡便な手法として、リース会社を活用したリース方式があるが、銀行のリース子会社においては、不動産向けではフルペイアウトのファイナンスリースが原則であり、施設の一部分を中途解約が可能なオペレーティングリースによって民間事業者へ賃貸するなど、多様なニーズに応じた柔軟な計画が困難となっている。 本規制を解禁することで、銀行によるワンストップのサービス提供により、公共施設に係る事業計画の規模やコスト、民間事業者との連携など、地域の実情に合った適切な事業を創出しやすくなり、地方創生にも資するものと考えられる。</p>	(一社)第二 地方銀行 協会	金融庁
57	28年 11月1日	28年 11月16日	不良債権開示における「リスク管理債権」と「金融再生法開示債権」の一元化	<p>(提案の具体的内容) それぞれの開示債権に係る算定や検証等に要する事務負担の軽減等の観点から、2種類の基準による不良債権開示を一元化して頂きたい。</p> <p>(提案理由) 銀行の不良債権開示においては、(1)銀行法に基づく「リスク管理債権」と(2)金融再生法に基づく「金融再生法開示債権」の2つの基準による不良債権について、半期毎に開示しなくてはならない。 (1)については、貸出金のみを対象(分類も貸出金単位)としており、米国基準との同等性や長期的な連結ベースでの比較可能性等の観点から開示が求められている。 一方、(2)については、貸出金のほか支払承諾見返なども含めた総と信に係る債権を対象とし、その分類は要管理債権を除き債務者単位という点は、自己査定区分に準じたものとなっているほか、導入から一定の年月を経ており、相応の時系列比較も可能であることから、現在では、一般的に不良債権のベンチマークとしては(2)が認知・定着していると認識している。 双方の不良債権額及びその比率は年々減少基調にあり、類似指標となっているが、それぞれの異なる算定や検証等には相応の時間を要していることから、銀行の事務効率化の観点や一般の利用者に対して分かり易い開示とするため、是非一元化を図って頂きたい。</p>	(一社)第二 地方銀行 協会	金融庁

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
58	28年 11月1日	28年 11月16日	提携教育ローンの割賦販売法の規制対象からの除外	<p>(提案の具体的内容) 顧客利便性の向上の観点から、国公立大学法人等との提携教育ローンを割賦販売法の規制対象から除外して頂きたい。</p> <p>(提案理由) 銀行が販売業者等との提携ローンを扱うためには、個別信用あっせん業者として経済産業省の登録を受けた上で、販売業者の勧誘の適切性や支払可能見込額等について契約の都度調査を行ったり、年度毎に取扱状況等に関する詳細な報告書を提出するなど、業務遂行に伴う事務・管理態勢等の負担が非常に大きく、提携ローンを取り扱えないのが実態である。 提携教育ローンについては、国公立大学法人や文部科学大臣の認可を受けた学校法人等、国等の一定の関与が認められる教育機関が提携先であれば、顧客に不利益を与える可能性が極めて低いと思われ、現行規制においても、国や地公体が関わる取引は適用除外とされていることから、同様の取扱いとしても問題にならないと考える。 学校法人や保護者等の利用者からは、一般に低利となる銀行の提携ローンを利用したいとの希望が寄せられており、利用者の経済的な負担軽減や地方大学の進学率の改善にも寄与すると考える。</p>	(一社)第二 地方銀行 協会	経済産業 省
59	28年 11月1日	28年 11月16日	銀行の保険窓販に係る弊害防止措置の撤廃	<p>(提案の具体的内容) 顧客利便性の向上の観点から、銀行の保険窓販に係る弊害防止措置(融資先販売規制、担当者分離規制、非公開情報保護措置等)を撤廃して頂きたい。</p> <p>(提案理由) 本規制については、銀行の圧力販売防止や利用者保護の観点から設けられているが、そもそも銀行は、独占禁止法や個人情報保護法、監督指針等の下で、優越的地位の濫用防止や利用目的の同意確認、情報管理の徹底など、法令順守による内部管理態勢が十分に構築されており、本件は過度な規制と考えられる。 また、顧客からの申し出にも関わらず、勤務先が事業性融資先であることや、対応した職員が融資業務の担当であることを理由に、法令等で提案・販売できないというのは、納得頂けないケースもあり、顧客の利便性が阻害されている。 銀行の保険窓販については、法個一体となったワンストップによるタイムリーなサービス提供をすることが顧客利便性の向上に資すると考えられ、そうした観点から、例えば、地元企業への事業承継対策ツールである「経営者保険」が規制対象となっていることは、利便性を損ねている典型的な例と思われ、これまで段階的に規制緩和が行われてきたが、更なる見直しが必要と思われる。</p>	(一社)第二 地方銀行 協会	金融庁
60	28年 11月1日	28年 11月16日	銀行の生命保険販売に係る構成員契約規制からの除外	<p>(提案の具体的内容) 顧客利便性の向上の観点から、生命保険募集人である企業の役職員、および当該企業と密接な関係(人事・資本)を有する法人の役職員への保険販売を一律に禁止している構成員契約規制から銀行を除外して頂きたい。</p> <p>(提案理由) 本規制は、銀行の圧力販売防止が目的とされているが、法令順守の下でその適切な態勢を構築しており、過度な規制と考えられる。 また、規制対象を一律に禁止しているため、顧客の自発的な申し出にも対応できず、特に銀行職員が少数出向している企業や圧力販売が起こり得ない大企業の役職員については、申込みできない理由が直接本人に起因しないことから、顧客の理解を得にくい状況にあり、顧客の自由な商品・サービスの選択や利便性が阻害されている。 金融機関の金融サービス機能を一層充実させる観点からも、銀行を本規制の対象から除外して頂きたい。</p>	(一社)第二 地方銀行 協会	金融庁

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
61	28年 11月1日	28年 11月16日	外貨預金の「契約締結前交付書面」等の交付に係る例外規定の見直し	<p>(提案の具体的内容) 銀行の事務効率化や顧客の混乱回避の観点から、ATMでの外貨預金契約については、「契約締結前交付書面」等の交付を不要とするよう、契約時に交付しない場合の例外規定(契約前1年以内の同書面交付)を見直して頂きたい。</p> <p>(提案理由) 外貨預金の契約締結においては、「契約締結前交付書面」及び「契約締結時交付書面」の交付が義務付けられており、交付を要しない場合の例外として、当該契約前「1年以内」の上記書面または「外貨預金等書面」の交付が規定されている。このため、ATMで外貨定期預金を取扱う銀行においては、窓口で口座を開設した顧客がいつATMで契約するかわからないため、毎年形式的に上述の書面を送っており、非効率な事務管理、費用負担となっている。また、顧客にとっても同内容の書面が毎年送られてくることへの混乱が生じており、顧客利便性を損ねている面もある。 特定預金等のうち、外貨預金については、デリバティブ預金や仕組預金と異なり、定型性や社会的周知性が相応にあるものとして、「外貨預金等書面」の交付が認められているものと認識しており、ATMでの取引に関しては、書面の内容に変更を及ぼす商品内容の改定等があった場合を除いて、書面の交付を不要として頂きたい。</p>	(一社)第二 地方銀行 協会	金融庁
62	28年 11月1日	28年 11月16日	下請代金の支払遅延の禁止に対する緩和	<p>【具体的内容】 下請代金支払遅延等防止法の第4条第1項第2号の緩和</p> <p>【提案理由】 現在、当社から要求している納期が来月以降であったとしても、下請事業者から当月に納入された場合、「物品等を受領した日から起算して60日以内に下請代金を支払う」という考え方の下、処置を行っている。これでは親事業者のキャッシュフローが悪化するの で、緩和を希望する。</p>	(公社)関西 経済連合 会	公正取引 委員会
63	28年 11月1日	28年 11月16日	RFID用構内無線局(免許)の申請緩和に関して	<p>【具体的内容】 工場の生産現場などでRFIDを活用したシステムを構築する際、 ・簡易無線局(空中線電力の上限が0.25Wまで) ・構内無線局(空中線電力の上限は1Wまで) と各々申請を行っているが、「構内」であれば申請を免除してほしい。</p> <p>【提案理由】 まず、欧米のRFID機器は出力が4Wまで許可されているのに、日本国内では1Wに制限されている。 (1Wの機器で電波障害が発生するのか? そもそも疑問がある) また、申請をしたのち何らかの調整、例えば電波の相互干渉を調整するような状況になった事が無く 申請そのものに何の意味があるか大いに疑問である。</p>	(公社)関西 経済連合 会	総務省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
64	28年 11月1日	28年 11月16日	RFID用構内無線局の出力制限緩和に関して	<p>【具体的内容】 国内で販売 / 使用が許可されているパッシブタグ用のリーダライタの空中線電力の上限は1Wである。欧米では上限が4Wとより高出力のリーダライタが販売 / 使用されている。空中線電力の上限を4Wに緩和してほしい。</p> <p>【提案理由】 電波を通し難い素材、例えば紙には6～7%の水分が含有されており電波強度が落ちてしまう。欧米の紙パルプ業界では原紙の個別管理にRFIDを活用しているが、日本では運用事例が少ない。規制緩和によりRFIDの活路が広がると考える。</p>	(公社)関西経済連合会	総務省
65	28年 11月1日	28年 11月16日	農転5条申請時の転用目的の件 市場変化による許可基準の緩和	<p>【提案内容】 市街化区域内の非線引き区域ならびに市街化調整区域内の農地転用(5条申請)では、転用目的を「建売住宅」としなければ許可が得られません。そのため、事業手法が建売分譲に限られることになっています。住宅請負受注を目的として宅地造成を行う業者(ハウスメーカーなど)が農地転用(5条申請)を行う場合、転用目的を「建築条件付き土地分譲」とすることで可とさせていただきたい。</p> <p>【提案理由】 転用目的を「建売住宅」としていても、実態としてその確認がなされないため、申請業者が適法に建売として販売しているか不明瞭です。結果として、農地法上も宅建業法上も適法適切か否か消費者(購入者)側からすると不明確な状況が生じています。農地法上の観点もありますが、「建築条件付き土地分譲」目的も可能とすることが実態に即するため、消費者の利益にかなうと考えます。</p>	(公社)関西経済連合会	農林水産省
66	28年 11月1日	28年 11月16日	国土利用計画法による事後届け出制度の緩和	<p>【提案内容】 一定規模以上の土地取引の際に事後届け出が義務付けられていますが、この制度の廃止または面積規模の緩和を求めます。</p> <p>【提案理由】 「適正かつ合理的な土地利用の確保を図る観点から、一定規模以上の土地取引について、開発行為に先んじて、土地の取引段階において土地の利用目的を審査することで、助言・勧告によりその早期是正を促す仕組み」であり、「取引価格についても届出の対象として把握することにより、注視区域等の機動的な指定を行うことが可能となる」とありますが、事業者には義務を課し事務労力を強いなければならない程の機能を果たしていないように感じます。</p>	(公社)関西経済連合会	国土交通省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
67	28年 11月1日	28年 11月16日	宅建業法50条2項の届出の運用	<p>【提案内容】 50条2項の届出の際の基準が都道府県により異なる運用がなされている部分があり、統一していただきたい。 例：届出事務所の形態による可否判断の差異(テントの可否など) 一団の団地の規模基準の差異(10区画未満の要非) 大型団地内での案内所所在区画の移動の際の変更の届出要非判断など</p> <p>【提案理由】 届出基準の都道府県による差異により業務が煩雑になるとともに遺漏が生じる一因ともなっているため</p>	(公社)関西 経済連合 会	国土交通 省
68	28年 11月1日	28年 11月16日	宅建業法50条2項のインターネット届出	<p>【提案内容】 50条2項の届出手続きをインターネットを利用して出来るようにしていただきたい</p> <p>【提案理由】 業務の簡素化とスピード化。行政においても管理業務の効率化につながると思慮します。</p>	(公社)関西 経済連合 会	国土交通 省
69	28年 11月1日	28年 11月16日	宅建業者登録におけるゴールド免許制定	<p>【提案内容】 宅建業者の質によりゴールド免許を制定し、ゴールド免許業者に諸規制の緩和適用を講じていただきたい。</p> <p>【提案理由】 宅建業者はその事業者数の多さと相まって玉石混交ですが、ゴールド免許制度を設けることにより、諸規制の基準や運用に差異を設けることが可能になります。質の高い業者の事務負担が軽減されるだけでなく、消費者の業者に対する判断基準となり業界の信頼醸成に寄与すると考えます。</p>	(公社)関西 経済連合 会	国土交通 省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
70	28年 11月1日	28年 11月16日	「制震建築物」を建設しやすくするための法整備	<p>【現状】 現在、制震ダンパー（鋼材系を除く、粘弾性体や摩擦、オイルなど）を組み込んだ建物の構造設計は、建築基準法第20条における時刻歴解析が必要となる。 既に戸建住宅などで、制震ダンパーを組み込んだ建物が主流となりつつあるが、現状では制震ダンパーは、設計方法が明確化されていないことや、建築基準法37条の指定建築材料ではなく、かつF値が定義されていないため等で、時刻歴応答解析による大臣認定が必要となり、設計に多大な労力と費用を要する。 そのため、現実的な方法として、住宅レベルでは大多数が制震ダンパーを「おまけ」として扱う設計としている。</p> <p>【提案】 法37条の指定建築材料に「制震ダンパー」を加えて頂き、またそれによる設計法を告示化することで、時刻歴応答解析（大臣認定）によらない設計ができるようにしてほしい。 ちなみに、鋼材ダンパーの場合、鋼材はもともと指定建築材料で、かつ極低降伏点鋼にはF値が与えられており、またエネルギー法や限界耐力計算法が告示化されており、それらに則った設計が可能となっている。 また、基準法で「制震」を定義していただき、品確法においても制震の性能評価ができるようにしてほしい。制震の性能評価が可能となることで、繰り返し地震に対して有効な制震ダンパーを備えた新築住宅や耐震改修の促進につながる。</p>	(公社)関西経済連合会	国土交通省
71	28年 11月1日	28年 11月16日	「免震建築物」を建設しやすくするための法整備	<p>【現状】 「免震建築物」は、現状の建築基準法においては原則、建設省告示第2009号（2000年発布）によって設計するか又は、個別大臣認定を取得して建設する必要がある。しかしこの告示においては、免震装置に固有周期を持たないものや過減衰タイプは除外されているため、告示で設計できない免震装置が多々ある。そのため個別大臣認定を物件毎に取得して建設しているのが一般的となっている。 一方、過去（2010年頃まで）において、この大臣認定は個別物件だけでなく規格化されたシステム建物としても認定を取得できていたが、現在はそのハードルが高くて取得できない状況にある。 住宅レベルの建物において、個別物件毎に大臣認定を取得する事は、労力や費用、期間において現実性がなく、現実には利用できない制度となっている。（お客様より理解いただけない。）</p> <p>【提案】 「免震建築物」を、建築基準法第20条において、規格化されたシステム建物として大臣認定を取得できるようお願いしたい。</p>	(公社)関西経済連合会	国土交通省
72	28年 11月1日	28年 11月16日	増改築時の確認申請の緩和（空き家有効利用の推進など）	<p>【現状】 増改築する場合、既存建築物と構造体を離れたエキスパンションジョイントを利用した増築においても、既存部の安全性担保が要求されるが、既存部の建設当時の検査済証が無い場合、多大な調査を要求されるだけでなく、現行法不適合となり増築が出来ないことがある。</p> <p>【提案】 エキスパンションジョイントを用い、既存部の耐力低下が無い接続が可能な場合については、既存部分の検査済証がなくとも、現状維持として、増築部の確認をスムーズに下ろしてほしい。 また空き家の有効利用を推進させる為、確認不要でも増築できる増築部分の面積緩和、大規模リフォームの内容緩和、及び増築時の既存部分の適用除外をお願いしたい。</p>	(公社)関西経済連合会	国土交通省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
73	28年 11月1日	28年 11月16日	建築物構造計算プログラム認定の運用緩和	<p>【現状】 プログラム認定は、プログラムにバグが見つかった場合の対処手順が厳しく、実質的な運用がされていない。</p> <p>【提案】 プログラムについては、軽微なバグについては、開発者判断で対処が出来るぐらいの緩和をしてほしい。精度については、認定取得の際の審査で十分と考えられる。</p>	(公社)関西経済連合会	国土交通省
74	28年 11月1日	28年 11月16日	「型式適合認定等」の認定取得の簡素化	<p>【現状】 「型式適合認定」及び「型式部材等製造者の認証」を取得するに当たり、過去にこれらの認定や認証を既に取得している規格化された建物について、新たに一部の追加部材等が生じた場合でも、新規に認定や認証を取得する時とほぼ同程度の資料の提出や申請費用が要求される。</p> <p>【提案】 既に「型式適合認定」及び「型式部材等製造者の認証」を取得している規格化された建物に、一部の部材追加等の申請を行う場合は、その申請資料及び申請費用を簡素化して頂きたい。</p>	(公社)関西経済連合会	国土交通省
75	28年 11月1日	28年 11月16日	「1条の3認定」取得の簡素化	<p>【現状】 建築基準法施行規則1条の3(図書省略)による大臣認定取得にあたり、国土交通省の審査がまだ長期化している傾向にある。この認定においては、国土交通省の審査に先駆け、一般財団法人日本建築センター等の構造評定委員会(委員は数名の構造学識経験者により構成)にて構造安全性の厳格な審査を受ける事になっており、この審査で3~5ヶ月以上を要している。また国土交通省に申請する設計仕様書等も、日本建築センター等によって書式や文言についても十分なやり取りを行って作成しており、これにも3~4ヶ月程度要している。さらに国土交通省にて2~3ヶ月の審査期間が掛かっているのが概ねの実情である。(数年前に比べると早くはなってきたが)そのため新規に開発した構造システム等を世に出すのに余りにも時間が掛かり過ぎる状況にある。</p> <p>【提案】 国土交通省の審査について簡素化をお願いしたい。</p>	(公社)関西経済連合会	国土交通省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
76	28年 11月1日	28年 11月16日	四半期決算開示の義務付け廃止もしくは大幅な簡素化	<p>上場企業、公開企業の四半期決算開示については、金融商品取引法と証券取引所の上場規程に定めがある。法律に基づく四半期開示には公平性、厳格性、必要性などが求められ、証券取引所の規程に基づく四半期短信にはスピード、柔軟性、自発性が求められるといった違いがあるものの、決算報告制度の目的は投資家や会社債権者の保護にあるという点では一致している。それにもかかわらず、同種の規制が存在することにより、企業としては複数の決算書類を作成しなければならず、多大な費用と労力の投入を余議なくされている。さらに、中長期的な企業成長を図る経営よりも、短期的な利益追求のための経営が選好されるようになってきているという指摘がある。短期の利益追求と中長期の企業成長とは必ずしも相反するものではないが、将来への企業価値向上への努力が四半期開示における利益確保のために減殺されている可能性は否定できない。</p> <p>したがって、四半期開示については、法律や規則による義務付けを廃止する必要がある。関連諸制度との整合性を取ることや法改正の手続きも必要なことから、直ちに義務付けの廃止が難しい場合は、当面、速やかに大幅な簡素化を行うべきである。例えば、四半期決算短信をサマリーのみにする、四半期報告書における必要性の乏しい情報の記載を不要にする、四半期短信における業績予想開示を任意化する、四半期報告書におけるレビューを不要とする、ということが必要と考える。</p>	(公社)関西経済連合会	金融庁
77	28年 11月2日	28年 11月16日	災害発生時、通行規制区域内への侵入許可	<p>大規模災害発生に備え「(事前)通行許可証」の発行を検討いただきたい。</p> <p>現状、物流会社は、自治体(都道府県)に事前申請し、「事前届出済証」が発行される。災害による通行止め発生時、物流会社は「事前届出済証」を自治体の地域振興センターに持参し「通行許可証」を発行してもらい、通行止め検問にて「通行許可書」を提示する。これを以下の通り提案する。</p> <p>物流会社は、自治体(都道府県)に事前申請し、「通行許可証」が発行される。通行止め検問にて「通行許可書」を提示する。また、自治体により交付・運用方法が異なるため、全国統一での運用を検討いただきたい。</p> <p>事前届出済証発行の所轄団体でも各県自治体・各県公安委員会と存在し、縦割りな手順系統が存在することから申請手順が異なり弊害が出ている。</p>	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	内閣府 警察庁 総務省
78	28年 11月2日	28年 11月16日	改正道路交通法 準中型免許制度の見直し	<p>平成29年に施行予定の準中型免許制度が新設されるが、免許区分が複雑になった。普通自動車第一種免許で運転できる車両の範囲が狭くなり、中型や大型免許取得の際には、費用が発生するだけでなく、物流業の輸送担い手の減少につながる懸念されるため、免許区分の簡素化を実施していただきたい。</p> <p>普通自動車第一種免許の制限である車両総重量3.5tのトラックには、冷凍車など総重量が大きいトラックは含まれず、結果として準中型免許が必要となる。飛び級の免許取得はできないため、物流業界にて課題となっている大型車両運行従事者の減少に歯止めがかからない状況にある。</p>	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	警察庁

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
79	28年 11月2日	28年 11月16日	車両乗入れ幅のエリア格差の是正、緩和	店舗への進入口である乗り入れの申請において、担当者の判断に格差があり不公平感がある。 コンビニエンスストアに商品などを配送する車両は2t～8tトラック、お客様の来店についても大型車(2t～11t)の来店がある中、乗入れ幅が6.0mしか取れていない店舗が多く入退店時に接触事故が発生している。 安全面などを考慮し、乗り入れ幅の拡大を検討いただきたい。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	国土交通省
80	28年 11月2日	28年 11月16日	国道切り下げ工事審査基準の緩和	道路法24条において、国道の乗り入れ箇所は原則として1箇所となっている点について基準緩和していただきたい。 国道沿いの店舗においては法定速度も高いケースや、店舗間口も広いケースが多い。また、進入口が1箇所の場合、回遊性が悪く、お客様にとっても使い勝手が悪いケースが多く存在している。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	国土交通省
81	28年 11月2日	28年 11月16日	外国人の就労活動の規制緩和	以下の理由から資格外活動許可での就労活動、1週28時間以内の制限を緩和していただきたい。 留学生の本分が学問であることから、労働時間の制限を設けていると認識しているが、アジア諸国などの新興国の多くの学生は学費を稼ぐために働きながら学びたいと考えている。多くの留学生の学ぶ環境を創出するためにも日本人学生と同等の権利を与えるべきであるとする。 「留学」で本邦の大学等に在留し、「資格外活動許可」を申請して、就労活動している外国人は今後も増加することが予測される。 少子高齢化など、今後、我が国の就労人口が減少する中、女性、高齢者、外国人の活躍が求められる。 より多くの時間を就労したいと希望する外国人留学生と労働力を求める企業ニーズがマッチングしている。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	法務省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
82	28年 11月2日	28年 11月16日	外国人正社員の受入れ促進	現在、「技術・人文知識・国際業務」のビザで就労している正社員はいるものの、「技術」なら実務10年以上や「人文知識」なら大学卒業以上の通訳など、細かい限定要件があり多くの人材を雇用することが困難である。製造の現場で、日本人と同じように働きながら、作業、技術、衛生管理などをマスターし、同じ外国人従業員に教育指導することができる新たな就労ビザを新設していただきたい。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	法務省
83	28年 11月2日	28年 11月16日	外国人就労査証(就労ビザ)の緩和	コンビニエンスストアではアジア諸国をはじめとする新興国への積極的な国際展開を進めており、そこで、働く数多くの人材の確保や育成が急務である一方、海外に新規に立地した営業拠点だけでは人材育成のスピードが追いつく状況ではない。そこで、コンビニエンスストアにおいて、店舗経営業務(利益管理、商品発注業務、従業員マネジメント)に従事しようとする外国人労働者に対し、在留資格認定の緩和を行っていただきたい。 コンビニエンスストアにて就労しようとする外国人労働者が就労ビザを得ようとする場合、現在の出入国管理及び難民認定法では人文知識・国際業務が該当するが、実際に申請を行った場合に許可をされる事例がないのが実態である。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	法務省
84	28年 11月2日	28年 11月16日	外国人就労査証(就労ビザ)取得時の規制に関する緩和	研修期間(直営店勤務期間)とSV(店舗経営相談員)を就労ビザの「人文知識・国際業務」としての期間として認めていただきたい。外国人を将来の国際業務要員として採用しているが、そのため就労ビザは「人文知識・国際業務」を取得してもらっている。但し、実際に国際業務に携わるためには現場知識が不可欠であることから、入社後、約2年間の直営店舗勤務と数年のSV(店舗経営相談員)を経験させている。就労ビザは3年毎の更新が必要だが、入社後最初の更新時に、実際に国際業務に就労していないことを理由に、3年ではなく1年のみの延長しか認められないケースが発生している。日本の労働人口力が減少していくことが予想されることを鑑み、上記の様な決まりがあると、企業によっては外国人労働者の採用に対して消極的になる可能性がある。優秀な労働力確保と国際化推進の効果があると考ええる。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	法務省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
85	28年 11月2日	28年 11月16日	廃掃法における産業廃棄物収集運搬業者の特定一般廃棄物収集運搬に関する緩和	産業廃棄物収集運搬業者に特定の一般廃棄物の収集運搬を許可していただきたい。 現在、一般廃棄物の収集運搬業者は市区町村に認可を取得してその業務を遂行しているが、当然、その市区町村の範囲を越境することができずリサイクルの実行に大きな障害となっている。産業廃棄物収集運搬業者の場合は都道府県の認可を取得しているため、都道府県の範囲で動くことができる。そこで、産業廃棄物収集運搬業者に特定の一般廃棄物の収集運搬が可能になれば、一般廃棄物のリサイクルの範囲を大きく拡大することができる。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	環境省
86	28年 11月2日	28年 11月16日	環境法令全般における、各定期報告の一元的な申請体制の構築	現状は各省庁、又は各自治体と別々に報告書を提出しているが、事業所単位(事業者を主として)の申請サイトを構築することで、報告申請の簡素化と一元化を検討いただきたい。国、地方自治体側はそのサイトより、必要なデータを吸い取って活用、管理することが可能となる。 環境法令(廃掃法、食品リサイクル法、省エネ法、地球温暖化対策法、改正フロン法など)に関わる定期報告書の提出先において、「廃掃法」「地球温暖化対策法」は各地方自治体へ、また、「省エネ法」「食品リサイクル法」「改正フロン法」は各省庁(国)への提出となっている。規制の種類は異なるものの、環境の観点から、関連した内容となる。国(省庁)と地方自治体の報告形態に差異もあり、重複した手間と誤解を招くケースもある。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	農林水産省 経済産業省 環境省
87	28年 11月2日	28年 11月16日	不動産オンライン登記申請システムの改善	不動産オンライン登記における登記可能範囲の拡大、登記手続きの簡便化を検討いただきたい。 不動産の所有者が行う所有権表題・保存登記、賃貸人及び賃借人が共同で行う賃借権・抵当権設定登記など不動産登記変更に関する一切の登記申請が司法書士法に抵触するという理由で法務局に受理されないケースがある。国の電子政府の取組みの一つである「行政手続のオンライン利用の促進」に基づき、店舗に係る不動産登記を「登記・供託オンライン申請システム」での申請を拡大したい。 不動産登記規則第73条第1項の規定により法務大臣が定める土地所在図などの作成方式の簡略化をしていただきたい。 建物の表題登記をオンライン申請で行う際、添付情報の建物図面及び各階平面図をオンラインで送信するデータ形式が複雑で利用しにくい。図面署名ファイルと図面情報ファイルの仕様の簡略化を図ってほしい。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	法務省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
88	28年 11月2日	28年 11月16日	輸出品販売許可手続きの簡素化・時間短縮	<p>tax-free販売を行う際に、事業者が販売場毎に輸出品販売許可の申請を行うが、審査基準・審査期間の地域差が大きい実情がある。同じチェーンのコンビニエンスストアでありながら、1週間かからずに許可が下りるケースもあれば、最大2か月かかったケースもあり、事業者には何らかの不具合があつてのケースであれば理解できるが、そういった理由もなく期間の違いが発生しているケースも散見される。</p> <p>必要書類・資料以外の書類などの提出を求められるケースもあり、中には消耗品の実物の提出を求められるケースも一部地域にて発生した。各税務署間での情報共有を徹底いただき、審査期間の短縮・偏差解消をお願いしたい。また、提出書類に販売商品リストがあるが、実態として国に持ち帰り可能な商品は多岐に渡っており、商品リストの提出の必要性が感じられないため、こうした提出書類の見直しも行っていただきたい。</p>	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	財務省
89	28年 11月4日	28年 11月16日	建築基準法における1メガパスカル未満の水素ガス貯蔵量制限の緩和	<p>【具体的内容】 1メガパスカル未満の圧力で貯蔵される水素ガスについて、建築基準法上「危険物の貯蔵又は処理に供する建築物」とみなす貯蔵量を、圧縮ガスと同等の水準(準住居地域:350立方メートル、商業地域:700立方メートル、準工業地域:3500立方メートル)とすべきである。</p> <p>【提案理由】 1メガパスカル未満の圧力の水素ガスが、一般的に建築基準法上の「可燃性ガス」として扱われる一方、1メガパスカル以上の圧力の水素ガスは同法上の「圧縮ガス」として扱われている。なお、昭和28年5月2日国交省住指発162号に基づき、「圧縮ガス」は「可燃性ガス」とはみなされないこととなっている。</p> <p>また、建築基準法施行令において、「可燃性ガス」は「圧縮ガス」の10分の1の貯蔵量で、都市計画区域内での建設が制限される「危険物の貯蔵又は処理に供する建築物」と判断すると定められている。</p> <p>今後、1メガパスカル未満の水素ガスを利用する燃料電池により電気や温水を供給するシステムが、マンションや商業施設等に導入されることが期待される。しかしながら、1メガパスカル未満の水素ガスが「可燃性ガス」として貯蔵量を制限されることで、準住居地域や商業地域に立地する建築物には十分な量の水素ガスを貯蔵しておけない事態が想定される。</p> <p>そこで、1メガパスカル未満の水素ガスについても、1メガパスカル以上のもの同様、「危険物の貯蔵又は処理に供する建築物」とみなす貯蔵量の基準を、「圧縮ガス」並みとしていただきたい。</p> <p>基本的性状が同一である1メガパスカル以上の水素ガスの貯蔵について、現行制度上特段の問題は発生していないことから、本要望のような規制緩和を実施しても、直ちに安全性が大きく低下することはないと考えられる。</p> <p>本要望に沿った規制緩和が実現すれば、水素ガスを利用したシステムが住宅や商業施設にも普及していき、水素社会の実現を促進することが期待される。</p>	(一社)日本経済団体連合会	国土交通省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
90	28年 11月4日	28年 11月16日	国立・国定公園における地熱開発規制の緩和	<p>【具体的内容】 国立・国定公園の特別保護地区及び第1種特別地域における地熱開発について、将来的に両地域における垂直掘削を一定の条件下で認めることも視野に、継続的に検討を行うべきである。</p> <p>【提案理由】 我が国の地熱資源の約8割が国立・国定公園内に存在しているが、自然公園法により国立・国定公園内での地熱開発は制限されている。 具体的には、第2種特別地域(農林漁業活動について、つとめて調整を図ることが必要な地域)、第3種特別地域(通常の農林漁業活動については規制のかからない地域)、普通地域(風景の保護を図る地域)での地熱開発は、一定の条件を満たすものしか認められていない。 第1種特別地域(現在の景観を極力保護することが必要な地域)については、2015年10月に改正された環境省自然環境局長通知「国立・国定公園内における地熱開発の取扱いについて」のもと、公園区域外、第2種特別地域、第3種特別地域及び普通地域からの傾斜掘削が個別に判断して認められることになったが、技術的制約のため、他地域との境界から水平距離約1500mの範囲までしか開発が行えない。 また、特別保護地区(特にすぐれた自然景観、原始状態を保持している地区)における地熱開発は、全面的に禁止されている。 このように、現時点においてもなお、地熱開発が可能な範囲は極めて限定的になっている。</p> <p>地熱資源は特別保護地区(30%)と第1種特別地域(11%)に集中して賦存しているといわれている。地熱発電開発を更に促すため、特別保護地区及び第1種特別地域においても、地表への影響が少ないものについては、個別判断のうえ垂直掘削が可能となるよう、規制緩和を検討すべきである。 そのために、地熱開発に伴う環境影響について、実績に基づく科学的検証を加速し、さらなる規制緩和のあり方に関する議論を行う必要がある。</p> <p>今後、規制緩和により未活用の地熱資源の活用が可能となれば、再生可能エネルギーとしては数少ないベース電源として有望視されながら、現状国内では停滞気味の地熱発電の開発が各所で実現される。</p>	(一社)日本経済団体連合会	環境省
91	28年 11月4日	28年 11月16日	火力発電所をリプレースする場合の環境影響評価手続の合理化(合理化ガイドラインの周知徹底)	<p>【具体的内容】 「火力発電所リプレースに係る環境影響評価手法の合理化に関するガイドライン」(平成25年3月改訂環境省、以下「合理化ガイドライン」という。)の活用を促進するため、合理化ガイドラインの目的と対象について、関係自治体に対して周知徹底すべきである。</p> <p>【提案理由】 合理化ガイドラインを適用し、効率的に環境アセスを実施することにより、高効率の最新鋭火力発電所へのリプレースが円滑に行うことができ、地域環境への影響の低減、CO2排出量の削減、燃料費低減に伴う安価な電力の発電といった効果が期待されるにもかかわらず、平成24年3月のガイドライン公表以降4年間以上が経過している現在でも、合理化ガイドラインが適用された事例はない。 発電事業に伴う建設工事は長期間の大規模工事となるため、事業者はアセス手続きに臨む際には、アセス手続き期間を見通した上で、建設工事の計画を立てる必要があるため、合理化ガイドラインの適用による調査省略(最大1年間の期間短縮)についても、高い見込みが求められる。しかしながら、合理化ガイドラインが適用される計画にもかかわらず、国や自治体の審査により追加の調査等が求められるケースがあり、事業の予見性が立たない状態となっている。</p> <p>合理化ガイドラインに記載の「火力発電所のリプレースのうち、最新設備への更新により温室効果ガス・大気汚染物質・水質汚濁物質の排出量及び温排水排出熱量の低減が図られ、かつ、対象事業実施区域が既存の発電所の敷地内に限定されるなど、土地改変等による環境影響が限定的となり得る事業」については、合理化ガイドラインに基づく調査の省略を確実に適用し、事業の予見性を高めることが必要である。 環境省は合理化ガイドラインが策定された目的と対象について十分に関係自治体に周知徹底すべきである。</p> <p>事業者が合理化ガイドラインを積極的に活用できるようになり、高効率の最新鋭火力発電所へのリプレースの円滑実施を通して、地域環境への影響の低減、CO2排出量の削減、燃料費削減に伴う安価な電力の発電といった効果が期待される。</p>	(一社)日本経済団体連合会	経済産業省 環境省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
92	28年 11月4日	28年 11月16日	火力発電所をリプレースする場合の環境影響評価手続の配慮書手続の簡素化(配慮書の送付のみによる手続期間短縮)	<p>【具体的内容】 環境負荷を低減させるような火力発電所のリプレースについて、環境影響評価手続のうち、配慮書手続を簡素化し、配慮書を主務大臣に送付することをもって手続完了として、手続期間を短縮すべきである。</p> <p>【提案理由】 環境影響評価法は、環境負荷を低減(温室効果ガスや窒素酸化物・硫黄酸化物の排出量を削減等)させるような火力発電へのリプレースについても、一律同様の環境影響評価手続を行うことを求めている。そのため、環境負荷を低減させるような火力発電へのリプレースを迅速に進めることができない。 環境影響評価手続の一つである配慮書手続は、事業計画の検討の早期段階において、より柔軟な計画変更を可能とし、環境影響の一層の回避・低減を図ることを目的とするものであるが、環境負荷を低減させるような火力発電のリプレースの場合、他の地点等の複数案を検討することは現実的でないことから、通常の配慮書手続を行う意義は乏しい。</p> <p>本来であれば、配慮書手続自体を省略するよう見直しを図って頂きたいところであるが、その場合は法改正を伴い、時間を要することから、まずは運用面からの簡素化から進めていただきたい。 具体的には、配慮書については経済産業大臣に送付することで手続は完了とし、速やかに方法書の届出ができるよう、制度の運用を見直すべきであると考えます。 これは、「発電所設置の際の環境アセスメントの迅速化等に関する連絡会議 中間報告」(2012年11月27日)に記載されたとおり、「平成25年4月より施行・導入される配慮書手続についても、他の手続同様、可能な範囲で手続の迅速化を図る」ための具体的な方策となる。</p> <p>環境負荷を低減させるような火力発電所のリプレースを迅速に行うことが可能になれば、その分、温室効果ガスや窒素酸化物・硫黄酸化物の排出量等の削減を早期に開始できるとともに、電力供給力を迅速に強化することが可能となる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	経済産業省 環境省
93	28年 11月4日	28年 11月16日	火力発電所をリプレースする場合の環境影響評価手続の簡素化(意見聴取不要要件の明確化)	<p>【具体的内容】 環境負荷を低減させるような火力発電所のリプレースについて、環境影響評価手続のうち、配慮書手続を簡素化すべきである。具体的には、環境負荷を低減させるような火力発電所のリプレースについては、配慮書手続上の努力義務とされている意見聴取が不要であることを、ガイドラインへの記載等の形で明文化すべきである。</p> <p>【提案理由】 火力発電所をリプレースする場合の環境影響評価のうち、配慮書手続については、2014年度の経団連要望「火力発電所をリプレースする場合の環境影響評価手続の簡素化」に対する政府回答のとおり、「環境影響評価法第三条の七及び主務省令においては、配慮書の案又は配慮書について関係する行政機関及び一般の環境の保全の見地からの意見を求めるよう努めるよう規定しており、努力規定としています。そのため、現行においても事業者が正当な理由を明らかにすれば求めないことも可能とされています。」とされている。 環境負荷を低減させるような火力発電所のリプレースは、この「正当な理由」に該当すると考えられる。</p> <p>関係する行政機関等も含め、統一的な見解のもと手続を進めていく観点から、配慮書段階における意見聴取が不要であることを明文化する必要がある。 したがって、「火力発電所リプレースに係る環境影響評価手法の合理化に関するガイドライン」(H25.3改訂)等にて、「環境負荷を低減させるような火力発電所リプレースについては、環境影響評価法第三条の七及び主務省令による意見を求めない正当な理由に該当することから、意見聴取は不要」であることを明確化していただきたい。</p> <p>環境負荷を低減させるような火力発電所のリプレースを迅速に行うことが可能になれば、その分、温室効果ガスや窒素酸化物・硫黄酸化物の排出量等の削減を早期に開始できるとともに、電力供給力を迅速に強化することが可能となる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	経済産業省 環境省

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
94	28年 11月4日	28年 11月16日	火力発電所をリプレースする場合の環境影響評価手続の合理化(配慮書・方法書の省略)	<p>【具体的内容】 これまでの火力発電所のリプレース事例における環境影響評価手続のうち、配慮書・方法書手続について検証を行い、環境負荷を低減させるような火力発電所のリプレースについては配慮書・方法書手続の省略を可能とすることを視野に、アセス制度の合理化に向けた検討を開始すべきである。</p> <p>【提案理由】 設備容量15万kW以上となる火力発電所のリプレースは、環境影響評価手続の対象となる(第二種事業は11.25万kW以上)。また、環境負荷が減少し、対象事業実施区域が既存の発電所の敷地内又は隣接地に限定される等により、土地改変等による環境影響が限定的となり得る火力発電所リプレース(以下、改善リプレース)については、「火力発電所リプレースに係る環境影響評価手法の合理化に関するガイドライン」(以下、ガイドライン)等を通じて、最大限の運用改善により現行制度下で手続期間を短縮することとされている。</p> <p>改善リプレースに際してのアセス手続の合理化は、迅速な事業遂行と環境負荷低減の観点からかねてより要望されてきた。しかし政府は、環境影響のおそれ等を理由に、一貫して手続きの一部省略を否定し続けている。</p> <p>そこで、これまで蓄積してきた火力発電所のリプレース事例において配慮書・方法書手続が果たした役割について改めて検証し、準備書以降の手続きで補完・代替不能な決定的要素がなければ配慮書・方法書を省略する方向で、アセス手続きの見直しに向けた検討を開始すべきである。</p> <p>なお、事業者としては、以下の理由により、配慮書・方法書手続を行う意義は乏しいと判断している。</p> <p>配慮書手続:改善リプレースについては、計画段階配慮の対象となる「重大な影響を受けるおそれがある環境要素」(発電所アセス省令5条)は想定されない。なお、2015年政府回答では「これまでに、火力発電所のリプレースに係る配慮書において『重大な影響を受けるおそれがある環境要素』がないとした事例はありません」とされているが、これは現時点で改善リプレースのアセス手続が完了した事例がないためである。</p> <p>方法書手続:ガイドラインのほか、発電所に係る環境影響評価の手引、改善リプレースの先行事例(現時点で方法書手続を終えている事例や今後のアセス事例)等により事業特性、地域特性を踏まえた調査、予測、評価手法を選定することが出来る。</p> <p>準備書段階からの手続となれば、国・自治体・事業者が一体となった迅速化の取組みにより最大1年強まで短縮するとされているアセス手続期間が、更に半年強まで、大幅に短縮されることが見込まれる。それによって、事業者が新設に比べ事業の予見可能性が高い改善リプレースをより積極的に選択するようになり、古い発電所の更新が促進され、結果、地球、地域環境の改善につながる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	経済産業省 環境省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
95	28年 11月4日	28年 11月16日	省エネ法、温暖化防止条例に基づく届出の一元化に向けた自治体の取り組み状況の公表	<p>【具体的内容】 省エネ法の定期報告と地方自治体の温暖化防止条例で求められる報告について、文書の様式や記載項目等の一元化に対する各自治体の取り組み状況を取りまとめ、公表すべきである。 並行して、事務連絡「温室効果ガス排出量等の報告に関する法令と条例との整合性の確保について(依頼)」(2014年6月20日、経済産業省・環境省)発出以降の各自治体の対応について、実施したアンケートの取りまとめ等を通じて、一元化の障害を究明・除去するとともに、対応の見られない自治体に対しては、引き続き一元化への配慮を要請すべきである。</p> <p>【提案理由】 省エネ法は毎年度、特定事業者に対し中長期的な計画書および定期の報告書を作成し、主務大臣に提出することを義務付けている。一方、各地方自治体も地球温暖化防止条例等を制定し、事業者に対して地球温暖化対策等に関する計画書および報告書の提出を義務付けている。 事務連絡「温室効果ガス排出量等の報告に関する法令と条例との整合性の確保について(依頼)」(2014年6月20日、経済産業省・環境省)による両者の一元化要請、その後の地方自治体へのアンケート調査等、政府が対応を行っているものの、引き続き二重の報告を課される事業者が多く存在している。</p> <p>省エネ法に基づく定期報告と地球温暖化防止条例等に基づく報告に記載する事項はほぼ同一であるにもかかわらず、書式が統一されていないため、広域で事業を展開する事業者は、主務大臣および各地方自治体へ提出する文書を作成するための膨大な事務作業を強いられている。この改善に向け、引き続き届出の一元化を各自治体に呼びかけるべきである。 併せて、国が一覧性のある形で、省エネ法上の届出と各自治体の温暖化防止条例上の届出の一元化に向けた取り組み状況について取りまとめ、公表すべきである。</p> <p>自治体ごとの取り組み状況が公表されることにより、文書の様式や記載項目の統一が進み、事業者の事務コストが大幅に縮減されるとともに、効率的な行政の実現にも資することが期待される。</p>	(一社)日本経済団体連合会	経済産業省 環境省
96	28年 11月4日	28年 11月16日	省エネ法、温暖化防止条例に基づく届出の一元化に向けた情報共有制度の整備	<p>【具体的内容】 省エネ法の定期報告と地方自治体の温暖化防止条例で求められる報告について、事業者の事務負担を軽減する観点から、提出先の一元化に向け、政府・自治体間の情報共有制度を整備すべきである。 例えば、省エネ法に基づく主務大臣への届出に地域コードを付すことで、各自治体が温暖化防止条例に基づく届出として活用できる仕組みを構築すべきである。</p> <p>【提案理由】 省エネ法は毎年度、特定事業者に対し中長期的な計画書および定期の報告書を作成し、主務大臣に提出することを義務付けている。一方、各地方自治体も地球温暖化防止条例等を制定し、事業者に対して地球温暖化対策等に関する計画書および報告書の提出を義務付けている。 事務連絡「温室効果ガス排出量等の報告に関する法令と条例との整合性の確保について(依頼)」(2014年6月20日、経済産業省・環境省)による両者の一元化要請、その後の地方自治体へのアンケート調査等、政府が対応を行っているものの、引き続き二重の報告を課される事業者が多く存在している。</p> <p>省エネ法に基づく定期報告と地球温暖化防止条例等に基づく報告に記載する事項はほぼ同一であるにもかかわらず、書式と提出先が統一されていないため、広域で事業を展開する事業者は、主務大臣および各地方自治体へ提出する文書を作成するための膨大な事務作業を強いられている。 国は、省エネ法に基づく定期報告をそのまま温暖化防止条例に基づく報告として扱えるようなシステムを整備するとともに、各自治体に対し、届出の書式と窓口の一元化を呼びかけるべきである。</p> <p>届出を一元化するシステムの基盤がつくられることで、各自治体による温暖化防止条例に基づく届出の書式と提出先の一元化に関する検討が進むことが期待される。 文書の書式や提出窓口の統一が進めば、事業者の事務コストが大幅に縮減されるとともに、効率的な行政の実現にも資する。</p>	(一社)日本経済団体連合会	経済産業省 環境省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
97	28年 11月4日	28年 11月16日	省エネ法に基づく中長期計画書作成の効率化	<p>【具体的内容】 特定事業者が毎年度、主務大臣に提出する中長期的な計画(中長期計画)において記載を求められている「計画内容及びエネルギー使用合理化期待効果」、「前年度計画書との比較」について、過去に提出された中長期計画の記載を分析し、可能な限り、自由記述以外の方式でも回答可能な様式とし、事業者の書類作成にかかる負担を軽減すべきである。 例えば、政府が省エネ施策の種類(「未利用エネルギーの活用」、「高効率機器の導入」等の大分類、およびそれに対応する「太陽光発電の利用」、「照明の効率化」等の小分類)に応じた分類番号を示し、それを用いて回答できる箇所を増やすべきである。</p> <p>【提案理由】 (a)規制の現状 特定事業者は、毎年度、経済産業省の定めるところにしたがい、エネルギーの使用の合理化目標達成のための中長期計画を作成し、主務大臣に提出しなければならない。</p> <p>(b)要望理由 特定事業者は、実務上、各事業所が記載した省エネ施策の内容を統合・合算して中長期計画書を作成しているが、現在の書式は自由記述欄が多く、各事業所が記載した取り組みを1件ずつ読み取ったうえで取りまとめる必要がある。そのため、取りまとめ作業の事務負担が極めて大きい。 社内的に分類番号を付した書式を用いる場合でも、エネルギー管理指定工場である事業所はそれぞれが別途行政に中長期計画を提出するため、自由記述欄が多い所定の書式に転記を行う必要がある。これら記載内容の確認にも、事務作業が発生している。分類番号の利用等により、自由記述でない回答項目を増やすことで、事業者が計画書を作成する際の作業負担の軽減を図るべきである。 過去、多くの事業者から届出が行われていることに鑑みれば、政府においてその内容を分析することで、省エネ施策を適切に類型化し、すべての業種の負担軽減に資する形で自由記述を減らすことは可能だと考える。</p> <p>(c)要望が実現した場合の効果 特定事業者の中長期計画書作成が効率化される。また、各事業所においても、計画書作成時に各省エネ施策についてどの程度詳しく記述すべきかの参考となる。 加えて、所管官庁においても内容の集計・分析が効率的に行えることが期待される。</p>	(一社)日本経済団体連合会	経済産業省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
98	28年 11月4日	28年 11月16日	グループ会社単位での省エネ法定期報告の実現	<p>【具体的内容】 省エネ法で義務付けられる定期報告に関して、事業計画や生産計画をグループ全体として立て、投資等の事業活動の配分を決定している企業体、あるいはグループ全体として省エネ計画を策定し組織的に推進している企業体については、「実質的な事業の意思決定組織であるグループ会社」単位での報告も認めることとすべきである。</p> <p>本要望に対する2015年度政府回答では、「現行制度下においても、グループ会社全体での取り組みを『共同省エネルギー事業』や『その他事業者が実施した措置』として定期報告上で報告することができる」とされたが、本要望は、各グループ会社毎の報告に替えて、定期報告そのものをグループ会社全体で一括して合算の上、1つの報告主体として提出することを可能としていただきたい主旨であり、再考をお願いしたい。</p> <p>【提案理由】 現在、省エネ法上義務付けられる定期報告は、企業単位で報告することとなっている。 他方で企業は、ホールディングス制の導入、あるいは従来の事業部門や生産部門の分社化等、グループ経営体制への移行を進めてきている。併せて企業活動のグローバル化が拡大しており、特にグローバル機関の調査やアンケートにおいては、連結でのパフォーマンスが重要視される傾向にある。 このような背景のもと、グループ経営企業は、グループとしての全体最適の観点から事業計画の立案や各種施策の推進を行うとともに、環境報告やアンケートといった社内外への発信も、グループ連結の形を中心に行っている。</p> <p>そうした中であって、企業を単位とする報告が求められる省エネ法の定期報告では、グループとしての全体最適を考慮して省エネに取り組む中から、グループ内の一企業の実績を取り出して報告している。そのため、拠点間に跨る生産効率化を行っているケースなど、必ずしも省エネ努力・成果の実態を正確に示せていない場合がある。</p> <p>目下、省エネルギー小委員会においても、エネルギー管理の単位について、グループ会社やサプライチェーン単位での取り組みを評価すべきとの方向で議論がなされているところである。その議論も踏まえつつ、エネルギー管理の実態にあった制度を構築していただきたい。</p> <p>グループ企業一体での報告が可能となれば、事業者がより効率的に省エネに取り組むことが可能となる。また、国も、より実態に即した省エネ成果・努力を把握できるようになるとともに、報告件数の減少により行政業務を効率化することができる。 同時に、ベンチマーク制度等省エネ規制についても、グループ経営企業にとってよりフェアな評価システムとなることが期待できる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	経済産業省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
99	28年 11月4日	28年 11月16日	省エネ法 エネルギー原単位改善目標における生産設備負荷率低下への配慮	<p>【具体的内容】 今般、国内での生産量が減退傾向にある産業においては、生産設備の負荷率低下に伴って、エネルギー原単位の悪化圧力が強まると予想される。自然体での原単位悪化を省エネルギー活動で補っているものの、追加的な取り組みは限界に近づいており、将来的には、事業者における省エネ取り組みが高水準であっても、エネルギー原単位が改善できない状況となりうる。そのため、省エネ法における原単位改善目標の評価の際には、生産設備の負荷率低下に伴う原単位の悪化に配慮すべきである。</p> <p>【提案理由】 現行の省エネ法は、定期報告書の中で、エネルギー使用に係る原単位の対前年度比及び過去5年度間について、平均1%改善の努力目標を定めている。 エネルギー原単位については、分母に密接な関係を持つ値として生産量を使用している産業が多いが、実際には生産量が減少した場合、一般的に、生産設備の負荷率が低下するため、生産量の減少ほどにはエネルギー消費が減少しない。</p> <p>今後、国内の生産量が減少すると見通される産業では、生産設備の負荷率が低下することになる。事業者は省エネ取り組みによる原単位改善努力を続けているが、追加的な省エネは限界に近づいている。将来的には、生産量の減少に伴う原単位の悪化が改善のペースを上回り、エネルギー原単位の改善が困難になる懸念がある。 生産量減少局面にあっても事業者の省エネ取り組みを評価していく観点から、生産設備の負荷率低下に伴うエネルギー原単位の悪化については、省エネ取り組みの欠如が原因ではないものとして配慮していただきたい。</p> <p>省エネ法の目標が、生産減少時に必然的に発生する原単位悪化に配慮した形で評価されることで、より実態に即した事業者の省エネ努力を反映した、公平な制度の実現につながる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	経済産業省
100	28年 11月4日	28年 11月16日	外気冷房機能を有する空調設備設置部分床面積の容積率特例対象化	<p>【具体的内容】 外気冷房機能を有する空調設備を、建築物省エネ法上の容積率特例の対象設備とすべきである。</p> <p>【提案理由】 建築物省エネ法上、省エネ性能向上のための設備は、通常の建築物の床面積を超える部分について、容積率の計算から除いてよいこととされている(最大で建築物の延べ面積の10%まで不算入とできる)。 上記容積率特例が適用される設備は、国交省告示272号(H28.2.1)において具体的に定められており、コージェネレーション設備等、7種類の設備が列挙されている。 現状、「外気冷房機能を有する空調設備」は容積率特例の対象設備に含まれていない。</p> <p>外気冷房機能を有する空調設備は、通常の空調設備に比べて広い占有面積を要する。 例えば空調面積330平方メートルに対して試算を行うと、外気冷房機能を有しない通常の空調設備の占有面積は0~4.3平方メートル程度(設備種類によって異なる)であるところ、外気冷房機能を有する空調設備の占有面積は11.6平方メートル程度(外気取り入れダクトを含む)となる。 そのため、外気冷房機能を有する空調設備が容積率特例の対象となることで、省エネに貢献する同設備の導入が促進されると考えられる。</p> <p>従来、建物における冷暖房機能の省エネ性能向上は、冷温熱生成を行う熱源設備単体の高効率化という形で進められてきた。しかし、冷温熱を利用する側である空調設備を外気冷房機能を有するものにするすることで、そもそも空調に必要な冷温熱の総量(絶対量)を低減させ、これまで以上のエネルギー消費量削減を実現できる。 外気冷房機能を有する空調設備は、冷涼な外気を活用することにより、中間期・冬期に熱源自体を停止することができる。この導入が進めば、年間を通した建物の熱源エネルギー消費量を40%削減することも可能である。 同設備の導入が促進されることは、地球温暖化対策の観点から実現が急務となっている民生部門における省エネに貢献すると期待される。</p>	(一社)日本経済団体連合会	国土交通省

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
101	28年 11月4日	28年 11月16日	CO2の海洋地下への貯留(炭素隔離)が認められるCO2回収手法の拡大	<p>【具体的内容】 アミン吸収法以外の各種手法を用いて分離・回収した二酸化炭素についても、海洋地下への貯留を認めるべきである。</p> <p>【提案理由】 CO2回収・貯留(CCS)は、長期的な地球温暖化対策として期待されており、国内でも、苫小牧沖にて、年間十万吨規模ながら貯留実証試験が行われている。 CCSの実施において、海底地下は有望なCO2貯留場所となるが、法令上廃棄物とみなされるCO2を海底下廃棄するにあたっては、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」(海防法)ならびに関係法令への適合が必要となる。現状、海防法施行令第11条の5の規定により、海底下廃棄を認められる「特定二酸化炭素ガス」は、アミン吸収法により回収されたCO2に限定されている。</p> <p>昨今、CO2回収技術の進展により、アミン系溶剤以外のものを利用したCO2回収や、酸素燃焼法によるCO2回収のデータなどが発表されている。2015年度の経済産業省委託調査(二酸化炭素回収・貯留に係る技術動向等調査)の報告書においても、複数の回収手法が既に実証段階に至っていると報告されている。</p> <p>2007年の海防法施行令改正にあたってのパブリックコメント募集時、環境省は、「今回の特定二酸化炭素ガスに係る判定基準の設定においては、今後、我が国において採用される見込みのあるアミン吸収法による分離・回収技術を前提として設定されたものであることから、他の分離・回収技術が実用レベルで採用されることが見込まれる状況となった場合、あるいは既に適用されている技術であっても見直しが必要と判断された場合には、当該分離・回収技術に関する二酸化炭素の濃度に関する判定基準について、その時点での最新の科学的知見に基づき、エネルギー効率等を考慮した最も合理的に達成できる値に設定あるいは変更することについて検討します」との考え方を示していた。</p> <p>よって、各種手法により回収されたガスの分析データを踏まえ、海洋環境影響のおそれとエネルギー効率等の両面を勘案しつつ、アミン吸収法以外の手法で回収されたCO2についても、海底下廃棄を認可すべきである。</p> <p>そのうえで、中長期的には、回収手法を問わず、貯留するCO2の性状(CO2および各不純物の濃度等)のみに基づいて「特定二酸化炭素ガス」を定義する方向で、検討を進めるべきである。</p> <p>アミン吸収法以外の各種手法もCCSに利用可能となることによって、今後、CO2分離・回収の実証等の機運が高まることが期待される。また、CCSのコストダウンを実現し、競争力を高めることができる。 CO2分離・回収技術が発展、普及すれば、将来の地球温暖化抑制に大きく貢献できる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	環境省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
102	28年 11月4日	28年 11月16日	発電事業登録・特定送配電事業登録における登録プロセスの簡略化・効率化	<p>【具体的内容】 発電事業登録・特定送配電事業登録プロセスにおいて、一連のプロセスをより簡略化・効率化すべきである。 具体的には、登録窓口を経済産業省(本省もしくは地方経済産業局、以下、「経産省」という)あるいは電力広域的運営推進機関(以下、「OCCTO」という)のどちらかに一本化したうえで、登録手続書類を減らすことで、登録プロセスを効率化すべきである。</p> <p>【提案理由】 現状、特定送配電事業・発電事業登録を申請する場合、以下の4段階のプロセスを経る必要がある。手続きの書類が多い上に、各書類の提出先窓口が異なることにより、効率的に登録プロセスを進めることができてない。 <登録プロセス> 1. OCCTOへの加入申込 2. 経産省への事業届出 3. OCCTOへの通知 4. 経産省への加入届出 実際、「登録の際にOCCTOから経産省の受領印付き事業届出書の提出依頼を受けたため、経産省側に問い合わせたところ、提出が不要となった」といった、両窓口間の連携不足を示す事例もある。</p> <p>現状のプロセスは過度に煩雑となっており、新規に参入する事業者に過大な事務負担が課されているため、手続きを合理化していただきたい。具体的には、経産省とOCCTOとの間で必要な情報を共有することを前提に登録窓口をいずれかに一本化すべきである。手続書類についても、記載内容の重複を省くとともに、可能な限り1度にまとめて書類を提出できるよう簡素化していただきたい。</p> <p>本要望が実現すれば、市場に参入する事業者の事務負担が減り、自由化した電力事業の健全な発展に資する。</p>	(一社)日本経済団体連合会	経済産業省
103	28年 11月4日	28年 11月16日	自己託送における供給力確保要件の見直し	<p>【具体的内容】 現在、A社が発電した電気を、A社の子会社であるB社が有償で供給した電気と併せて、自己託送により、A社の拠点A'に供給する場合には、特定供給の許可が必要となるため、A社はA'の需要の50%以上の自己電源を確保する必要がある。 この確保要件を伴わないよう、特定供給の許可を求める自己託送の範囲を見直すべきである。例えば、会社法上の親子会社関係にある場合等、事実上同一の意思決定主体だとみなせる場合には、「子会社が発電し有償で供給した電気を、親会社が自ら発電した電気と併せて自社拠点到自己託送で供給する場合」も、自家発自家消費に該当するものとみなし、特定供給の許可を不要としていただきたい。</p> <p>【提案理由】 現状では、自己託送制度を活用し、自社の他拠点もしくは密接な関係にある社の拠点到に電気を供給する場合であっても、自社子会社が発電し、有償で引き渡された電気と併せて供給を行う場合には、特定供給の許可が必要となる。 特定供給の許可を得るためには、供給先の需要の50%以上を賄うだけの自己電源を確保することが求められている。 一方で、昨今、事業遂行の観点等からホールディングス制の採用をはじめとする分社化の動きが進んできており、事実上1つの意思決定主体であっても、法人格が複数あるケースが多く存在している。</p> <p>電力需要のピークは、特に業務部門等にあっては、夏季などに一時的に発生するものである。2014年に特定供給における自己電源の範囲が拡大され、契約により確保した電源を自己電源として扱うことが可能になったとはいえ、一時的なピークを基準として自己電源の容量を確保すると、需要の実態に見合わないにも関わらず、コストを増加させることになる。 そこで、例えば会社法上の親子会社関係にある場合等、事実上同一の意思決定主体だとみなせる場合には、「子会社が発電し有償で供給した電気を、親会社が自ら発電した電気と併せて自社拠点到自己託送で供給する場合」も、自家発自家消費に該当するものとみなし、特定供給の許可を不要としていただきたい。</p> <p>本要望が実現すれば、より柔軟な自社電源活用の実現により、省エネやピークカット、非常時の電源確保等がもたらされるものと考えられる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	経済産業省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
104	28年 11月4日	28年 11月16日	熱・電供給事業に係わる特定供給に関する規制緩和	<p>【具体的内容】 熱と電力の供給を一体で行う熱供給事業者とその需要家とが需給契約を締結している場合においては、当該契約を電気事業法上の特定供給の許可要件である「密接な関係」と認めるべきである。</p> <p>【提案理由】 <規制の現状> 特定供給については、電気事業法・電気事業法施行規則において、電気の供給者と需要者の資本関係・人的関係・組合設立など、「密接な関係」が求められる。許可要件が厳格であり、電力供給先が限定されるため、熱供給事業において熱と電力の一体供給が進んでいないのが現状である。 現在、熱と電気の一体システムの導入事例は、熱供給事業と特定電気事業を並行して展開する一部の事例に留まっている。</p> <p><要望理由> 省エネ・省CO2の要請が強まる中、熱と電気を無駄なく利用することで高い総合エネルギー効率を実現するコージェネを大規模に導入し、スマートシティ化を進める機運が高まっている。 また、東日本大震災を経験したわが国は、大規模な災害が発生した場合でもビジネスの継続を可能とする、災害に強い都市づくりを世界にアピールしていくべきだと考えられる。電力需給対策や防災対策の観点からも、分散電源であるコージェネの導入促進は有効である。</p> <p>コージェネを用いた熱電併給システムの導入にあたって、熱供給事業者が別途電気供給のための許可を受ける必要があることは、スマートシティ化を推進するうえでの障害となっている。 需要者保護の観点から規制されている需要者との関係性（「密接な関係を有する」）については、熱供給事業の需給関係が保障されていれば、別途組合を設立するまでもなく、安定的な電力の需給関係は十分に確保されるといえる。そのため、熱と併せて電力を供給する契約が締結されている場合においては、その契約を電気事業法上の「密接な関係」と認め、特定供給の許可を容易に取得できるようにしていただきたい。</p> <p><要望が実現した場合の効果> 熱供給事業者が需要家の要望に応じ、熱と電力を合わせて供給することができるようになる。これにより、都市開発に合わせたCGS等の自立型電源とエネルギーの面的ネットワークの整備が容易となり、防災性や環境性を兼ね備えた街区構築に貢献できるようになる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	経済産業省
105	28年 11月4日	28年 11月16日	主任技術者の外部委託承認制度における換算係数緩和	<p>【具体的内容】 現在、換算係数の算定において、小規模高压需要設備については、合計した値から10以内の事業場に係る換算値(2点相当)を控除することとされている。小規模高压需要設備に限定せず、この2点を現状の33点に組み入れ換算係数の上限を35点に引き上げるべきである。</p> <p>【提案理由】 (a)規制の現状 自家用電気工作物の保安管理業務を受託する際、事業者は、換算係数が33点に達するまで、業務を受託できる。 換算係数を算出する際、小規模高压需要設備については、合計した値から10以内の事業場に係る換算値を控除することとされている。</p> <p>(b)要望理由 小規模高压設備について控除されている換算係数2点を、小規模高压需要設備に限定せず、従来の換算係数の上限33点に加算し、上限を35点に緩和しても、主任技術者の業務が著しく増える事は無いと想定される。換算係数が33点とされた当初に比べ、点検機器の技術的進歩や点検設備の安全性向上が見られることもあり、換算係数の上限を35点としても、従来と変わらない点検品質が保たれるものと考えられる。 仮に保安上の観点から全ての設備の受託が対象となる換算係数の引き上げが難しいとしても、例えば、現在小規模高压設備のみを対象としている2点分を、一定程度の規模の高压需要設備にまで広げることが可能と考えられる。</p> <p>(c)要望が実現した場合の効果 業務に余裕があり担当物件を増やしたいと思っても換算係数の規制により追加的に保安業務を受託することのできない主任技術者が、小規模高压需要設備に限定せず、換算係数2点分の設備を新たに受託することが出来る。 また、主任技術者が不足している地域においては、新たに換算係数2点分の設備を受託できることで、主任技術者不足の改善にもつながる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	経済産業省

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
106	28年 11月4日	28年 11月16日	換算係数の区分の見直し(簡易受電設備の換算係数引き下げ)	<p>【具体的内容】 簡易受電設備については、CB型受電設備に比べて点検が容易で信頼性も高いことに鑑みて、現在0.8とされている換算係数を、例えば0.6程度まで、引き下げるべきである。</p> <p>【提案理由】 平成15年経済産業省告示第249号(平成15年7月1日、平成26年5月30日改正、電気事業法施行規則第52条の2第1号口の要件、第1号八及び第2号口の機械器具並びに第1号二及び第2号八の算定方法等並びに第53条第2項第5号の頻度に関する告示)第1条第2項において、設備容量300kVA以下・キュービクル式・PF-S型の3条件を満たす簡易受電設備については、保安管理業務を受託する者の実務経験要件を1年減ずることができるとされている。</p> <p>一方で、保安管理業務受託件数の上限を定める換算係数については、簡易受電設備も、CB型受電設備等のより複雑な構造を持つ設備と同等の規制を受けている。具体的には、現在の換算係数は、150kVA以上350kVA未満の需要設備について0.8と定められており、概ね300kVAを境に住み分けがなされている簡易受電設備とCB型受電設備を区別していない。</p> <p>告示第1条第2項に規定される簡易受電設備は、設備機器類や構造が極めて単純であるため、測定点検の難易度・作業工程数がCB型受電設備に比べて明らかに小さい。また安価な機器が多く、交換頻度も高いため、設備の信頼性も高いと評価できる。したがって、簡易受電設備の換算係数を、例えば0.6程度に引き下げ、受託可能件数を緩和しても、大きな問題は生じないものと考えられる。</p> <p>本規制緩和により保安管理業務受託の幅が広がれば、慢性的な外部委託の主任技術者不足の解消が期待できる</p>	(一社)日本経済団体連合会	経済産業省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
107	28年 11月4日	28年 11月16日	LNGローリー車への充てん量の上限引上げ	<p>【具体的内容】 LNGローリー車への充てん量は高圧ガス保安法の容器保安規則第22条の「液化ガスの質量の計算の方法」に基づき、最大でもLNGタンク内容積の90%までと規制されている。 一方で、同じLNGを輸送するLNG船の最大積付制限率は98%(基準温度(想定される最高温度)の比重と積載温度の比重の関係によって変化)であり、海外におけるローリー車の積付け比率の一例は97%となっている。こうした実態を踏まえ、現状の規制値の90%を、例えば95%程度まで上方修正することを視野に、検討を行うべきである。</p> <p>【提案理由】 <規制の現状> 高圧ガス保安法容器保安規則第22条(液化ガスの質量の計算の方法)の算式:G=V/C中のC(充てん定数)の求め方が「低温容器、超低温容器及び液化天然ガス自動車燃料装置用容器に充てんする液化ガスにあつては当該容器の常用の温度のうち最高のものである当該液化ガスの比重(単位 キログラム毎リットル)の数値に十分の九を乗じて得た数値の逆数(以下、省略)」と定められている。これは、最大で容器容積の90%までLNGを充てんしてよいことと同義である。この規定に基づいて、LNGローリー車への充てん量については、内容積の90%が上限となっている。</p> <p><要望理由> 充てん量や積付量を制限している他の法規においては、LNGを輸送しているLNG船は、危険物船舶運送及び貯蔵規則第234条で積付制限率は98%と規定されている。海外事例を挙げると、オイルメジャーであるShellにおけるローリー車の積付制限率は97%(液温上昇における液膨張を考慮)となっている。 LNGローリー車のLNGタンク(容器)は真空2重殻断熱構造で断熱性能が非常に高い。加えて、長距離の輸送は内航船等により行うので、ローリー車は充てん後最長でも24時間以内に客先への配送・荷卸しを行っている。そのため、液膨張の主要因となる液温上昇幅は抑えられている。 よって、LNGローリー車においても現状の内容積の90%を上限とするのではなく、十分な検討を経て、例えば95%とすることは十分可能であると想定される。</p> <p><要望が実現した場合の効果> 輸送効率の改善 例えば、充てん量の制限を90%から95%とすると、1台当たりの輸送量は5%上昇し、単位あたりの輸送効率が改善される。これによりコストが削減できるのみならず、運輸部門におけるエネルギー消費の削減にも資する。 輸送台数の低減によるLNG受入作業負荷の低減 1台当たりの輸送量が多くなることでLNGローリー車の配車台数が減ることが想定される。配車台数が減ることで、LNGサテライト設備を有する工場などのLNG受入作業回数が減ることになるため、当該作業負荷を低減することができる。 (コスト削減効果) ローリー車によるLNG輸送を行っている国内のガス会社、電力会社等の事業者が、輸送コスト及び輸送台数の低減によるLNGローリー輸送に関わるコストを低減させることができる。削減額としては数億円程度と期待される。</p>	(一社)日本経済団体連合会	経済産業省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
108	28年 11月4日	28年 11月16日	低稼働のボイラーにおける検査証の有効期間延長	<p>【具体的内容】 労働安全衛生法に基づくボイラーの性能検査においても、発電用ボイラーの定期事業者検査と同様に、低稼働のボイラーについては検査の繰り延べを可能とすべきである。</p> <p>【提案理由】 電気事業法の適用を受けるボイラー（経済産業省所管）には定期事業者検査が課されているが、前回検査後の運転時間と起動回数の2点について、設定された時間と回数を下回る場合、すなわちボイラーが低稼働の場合は、検査の時期を延長でき、かつ延長を繰り返すことができる。 一方で、労働安全衛生法上の「特定機械等」に該当するボイラー（厚生労働省所管）は、使用にあたり、「ボイラー及び压力容器安全規則」に基づいて、原則1年ごとに性能検査を受け、検査証を更新することが必要である。検査証の有効期間を延長して連続で運転したい場合は、「ボイラー等の開放検査周期に係る認定制度」に基づいて申請が可能ではあるが、余寿命評価等、多くの条件を満たす必要がある。</p> <p>現状、低稼働による検査繰り延べを認めている発電用ボイラーにおいて特段の問題が発生していないことから、労働安全衛生法の規制を受けるボイラーについて、同様に低稼働の場合の検査繰り延べを認めたとしても、直ちに安全性が大きく低下することはないと考えられる。</p> <p>本要望が実現すれば、低稼働ボイラーを有する事業所では、性能検査にかかる担当者の事務作業とそのコスト、及び検査にかかる費用そのものも大幅に縮減することができる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	厚生労働省
109	28年 11月4日	28年 11月16日	市街化調整区域における給油所出店規制の運用改善	<p>【具体的内容】 都市計画法第34条第九号および同法施行令第29条の7(以下、関係法令)に基づく市街化調整区域への給油所の出店に際して、同法の運用を担う地方自治体が、実態に即さない過小な敷地面積上限規制を設定しているために、給油所出店が不可能となる場合がある。 開発許可運用指針の改定等により、関係法令の目的に合致しない一律の面積上限規制が行われないう、地方自治体に対して周知すべきである。</p> <p>【提案理由】 (a) 規制の現状 市街化調整区域における開発行為は、都市計画法第34条各号の基準に該当する場合に限定される。給油所(SS)の出店については、同条第九号および同法施行令第29条の7により、道路の円滑な交通を確保するために適切な位置に設けられる給油所等に該当すると許可者(都道府県知事等)が判断した場合に、開発(出店)が認められる。これら関係法令の運用を担う地方自治体は、一般的に、国の開発許可運用指針等に基づき第34条各号の具体的な判断基準を定めている。 地方自治体は、市街化調整区域における開発行為について、独自に開発面積の上限規制を設定している場合がある。一部自治体においては、開発上限面積が、最近のセルフサービスSSに一般的に求められる面積に比べて小さく設定されており、実質的に市街化調整区域へのSSの出店が認められない事例がある。</p> <p>(b) 要望理由 法第34条第九号による市街化調整区域へのSSの出店は、同法施行令第29条の7が定める「道路の円滑な交通を確保する」という目的および「適切な位置に設けられる」という基準への適合を前提に、各都市の特性を踏まえ、都市政策の観点から判断されるべきものである。敷地面積上限規制をもって一律にSSの出店可否を判断することは、却ってSSの集約やリプレースを妨げるおそれがあり、結果として都市インフラの無秩序な拡散や老朽化を招きかねず、法の趣旨に合致しない。 そのため、開発許可運用指針の改定等により、地方自治体の実態に即さない一律の面積上限規制を行わないよう、周知していただきたい。</p> <p>(c) 要望が実現した場合の効果 SSの出店が円滑化することにより、法第34条第九号及び関係法令の目指す道路の円滑な交通の確保の実現に加え、リプレースや集約化を通じたSSの老朽対策、周辺地域の燃料供給インフラ維持等の効果が期待できる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	国土交通省